

千代田区エリアマネジメント活動
推進ガイドライン
(案)

まちでのアクションを攻略しよう！

令和5年3月

千代田区

目次

第 1 章 千代田区エリアマネージメント活動推進ガイドラインの概要	1
1 社会等の背景	1
2 千代田区における背景.....	2
3 目的	3
4 千代田区におけるエリアマネージメント活動	4
5 位置づけ.....	10
第 2 章 エリアマネージメント活動の事例	11
第 3 章 エリアマネージメント活動の可能性	27
第 4 章 エリアマネージメント活動で利用できる制度等	34
第 5 章 エリアマネージメント活動の流れ	64
第 6 章 エリアマネージメント活動の展開に向けて	68

－本ガイドラインの使い方－

第1章

このガイドラインで何が分かるのか知りたい！

千代田区エリアマネジメント活動推進ガイドラインの概要

「エリアマネジメント活動って何?」「誰が取り組むの」といったことについて、千代田区の考え方を示しています。あなたが地域のためにしたいことが「エリアマネジメント活動」になるのに必要な考え方について見てみましょう。

第2章

国内外でどんな活動が行われているか知りたい！

エリアマネジメント活動の事例

国内外のエリアマネジメント活動の事例について、経緯や具体的に利用した制度等を含めて紹介しています。あなたのやりたいことの参考になる事例があるかもしれません。

第3章

どんなことができるかもしれないかを知りたい！

エリアマネジメント活動の可能性

様々な制度等を利用したら、どんなことができるようになるでしょうか。エリアマネジメント活動として「こんなことができるかも」ということを、利用が想定される制度等とあわせて紹介しています。

第4章

活動に向けてどんな武器があるかを知りたい！

エリアマネジメント活動で利用できる制度等

エリアマネジメント活動を実施するうえで、どのような制度等が利用できるかを紹介しています。あなたが地域のためにしたいことに利用できる制度等について調べてみましょう。

※エリアマネジメント活動であること以外に要件があるものについては、資料編で紹介しています。

第5章

どうやって計画をすればよいかを知りたい！

エリアマネジメント活動の流れ

エリアマネジメント活動を行う際には、様々な制度等を組み合わせる必要があります。こういったときにどんな制度等が必要となり、どれくらいの時間がかかるのか、活動のケース別に実現に至るまでの流れを確認しましょう。

第6章

今後の展開を知りたい！

エリアマネジメント活動の展開に向けて

エリアマネジメント活動が、区内で広く展開されていくために今後検討していくべき内容等について整理しています。「こんなことも検討してほしい」ということはぜひご意見をお寄せください。随時検討していきます。

本ガイドラインの使い方や千代田区におけるエリアマネジメント活動については、景観・都市計画課計画推進担当（☎03-5211-3612）へお問い合わせください。また、今後エリアマネジメント活動に関する総合相談窓口の設置を検討しています（第6章1項（P68）参照）。

第 1 章

千代田区エリアマネジメント活動 推進ガイドラインの概要

1 社会等の背景

- 日本では、成長都市の時代から成熟都市の時代への移行に伴い、官（行政）による民間開発に対する規制を中心とした平均的、画一的な都市づくりを進めるまちづくりから、共創の時代の都市づくりとして、積極的に地域特性を重視し、地域価値を高めるまちづくりが必要になっています。
- そのため、まちづくりの中心が開発（デベロップメント）から管理運営（マネジメント）にも配慮したまちづくりになるとともに、地域で住み、働き、学ぶ様々な方々が、主体的に地域に関わって行う取組みであるエリアマネジメント活動が求められてきています。
- 現在、全国各地においてエリアマネジメント活動が行われており、例えば、住宅地では、住民が建築協定等を活用した良好な街並み景観の形成・維持が行われ、業務・商業地では、市街地開発と連動した街並みづくりや地域美化活動、イベントの開催といった活動が行われています。
- そのような中、今後の都市のあり方として、地域資源として存在する官民の既存ストックを核に「居心地がよく歩きたくなるまちなかづくり」いわゆる「ウォークラブルなまちづくり」の機運が高まっています。そして、官民連携で道路活用を促進する「ほこみち（歩行者利便増進道路）」制度や、まちなかウォークラブル推進事業等が創設されるとともに、その担い手として期待される民間事業者、エリアマネジメント団体等に対する各種支援措置が講じられています。
- さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機にオープンスペース等の重要性が再認識される中、オープンスペース等を活用したイベントや日常的な活動が行うことができるように、エリアマネジメント団体等を支える人材育成、制度等の見直し・検討、ノウハウの展開等も必要となっています。

2 千代田区における背景

- 千代田区は早くからエリアマネジメント活動が活発化した地域として知られています。複数の大企業の連携によって生まれた法人組織から地元事業者や住民が主導する協議会まで、組織も性格も多彩なものがあります。
- 同じ千代田区の中でも地域によって抱える課題や目指す将来像は異なっており、協議会やエリアマネジメント団体等で地域の将来像やまちづくりの進め方などについて検討・協議し、地域のまちづくりの構想やガイドラインをまとめ、それに対応する様々な取り組みを行っています。
- そのような中、千代田区は令和3年5月に「千代田区都市計画マスタープラン」を改定し、将来像を「つながる都心」として定め、「人中心」の量から質に転換したまちづくりの推進により、都心生活の質（QOL: Quality Of Life）を豊かにしていくことを示しています。
- そして、「つながる都心」の実現に向け、千代田区ならではのウォーカブルなまちづくりを推進するため、「ウォーカブル推進都市」となり、令和4年6月に「千代田区ウォーカブルまちづくりデザイン」を策定し、パブリック空間や地域の歴史・文化等の「ウォーカブルな要素」の活用により、質の高い「滞留空間」と「回遊空間」を創出し、多様な人たちの活動を生みだすことを示しています。
- このような背景を踏まえ、地域に関わる一人ひとりが主体となり、都心千代田の緑や水辺、歴史的遺構、まちの文脈や味わいなどの価値、高度な都市基盤等を活かして、地域の価値を向上させる活動を起こし、まちを「使いこなす」ことにチャレンジできるようにするため、公共空間等の活用やエリアマネジメント活動の手法・制度等についてまとめた「千代田区エリアマネジメント活動推進ガイドライン」を策定します。



▼ 区内のエリアマネジメント組織

地域	名称
飯田橋・富士見地域	アイガーデンエアタウンマネジメント協議会
神田公園地域	(一社) 神田駅周辺エリアマネジメント協会
万世橋地域	(一社) 淡路エリアマネジメント
万世橋地域・和泉橋地域	秋葉原タウンマネジメント株式会社
大手町・丸の内・有楽町・永田町地域	(一社) 大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会
	(NPO) 大丸有エリアマネジメント協会
	(一社) 大丸有環境共生型まちづくり推進協会
	(一社) 有楽町駅周辺まちづくり協議会
	(一社) 日比谷エリアマネジメント

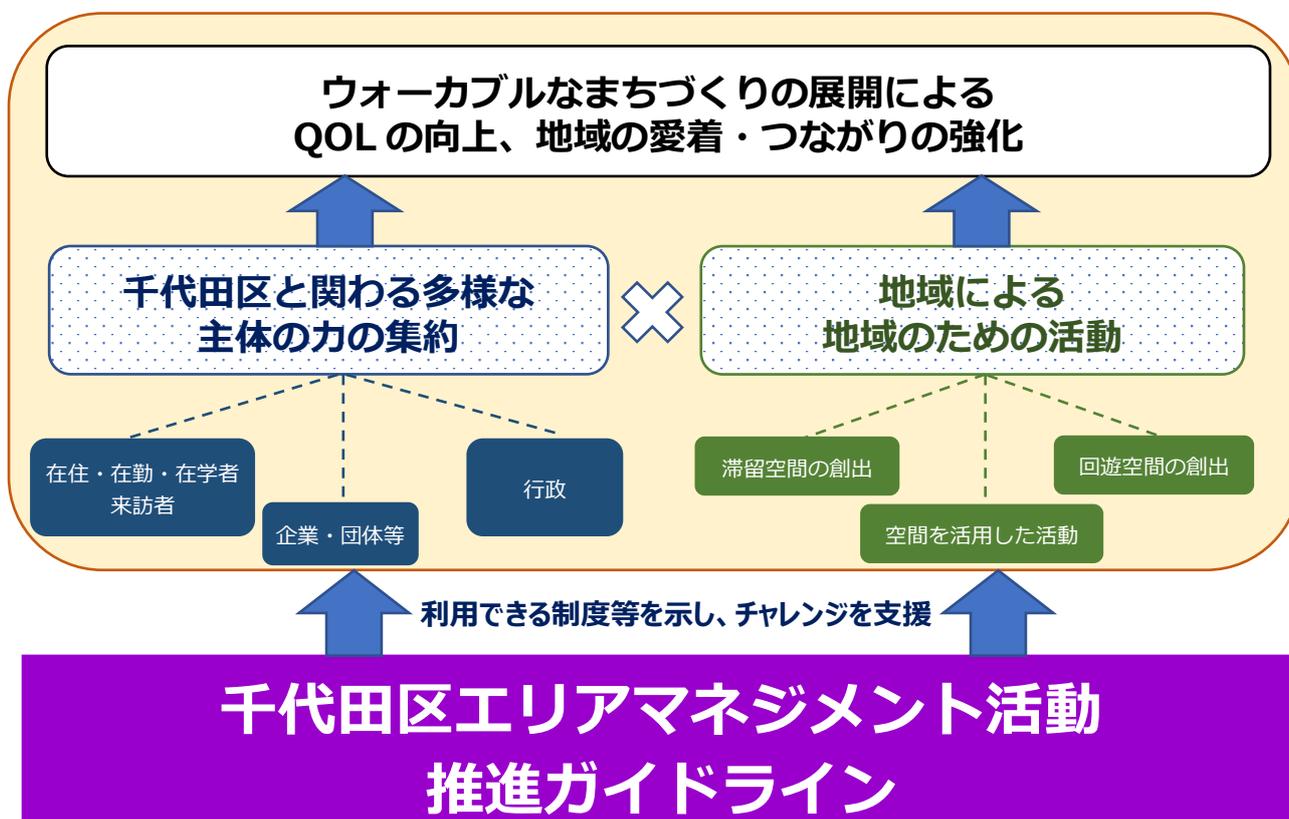
▼ 区内のまちづくり協議会等

地域	名称
麹町・番町地域	日本テレビ通り沿道まちづくり協議会
飯田橋・富士見地域	飯田橋・富士見地域まちづくり協議会
神保町地域・神田公園地域	神田警察通り沿道整備推進協議会
神保町地域・万世橋地域	神田駿河台地域まちづくり協議会
神田公園地域	神田駅周辺環境整備懇話会
大手町・丸の内・有楽町・永田町地域	大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり懇談会

3 目的

様々な主体の力を集約して、地域自らがその地域の価値を向上させる活動にチャレンジできるようにすることで、ウォーカブルなまちづくりを推進する

- 千代田区ウォーカブルまちづくりデザインにおいて、千代田区におけるウォーカブルなまちづくりは、地域の課題を解決し、「私たち」のQOL（Quality Of Life）の向上を図るとともに、地域の愛着・つながりを強化し、「つながる都心」を実現することを目的として定めています。
- この千代田区ならではのウォーカブルなまちづくりとして、経済活性化や子育て環境の充実、地域の歴史・文化の継承といった地域それぞれのQOLを向上する活動を展開していくためには、地域の力を合わせて様々な制度等の活用が必要となります。
- そのため、本ガイドラインにおいては、それぞれの地域がその地域にあった形で活動にチャレンジできるように、区のエリアマネジメント活動に対する考え方を示すとともに、**地域に住み、働き、学び、訪れる一人ひとりが実施主体となり、企業・団体・行政等と連携しながら、まちを使いこなす**ための各種制度等や事例等を示します。これにより、質の高い「滞留空間」「回遊空間」の創出に向けた、公共空間等を活用した活動や、地域の様々な主体の力を集約した活動を促進していきます。
- また、千代田区は、地域や境界の個性が多様であるとともに、そこで活動する主体も多様であるといった特徴があることから、地域をよくしたいという小さな声からでも力を合わせて取り組むことができるエリアマネジメント活動に関する手法等のもとより、開発事業が契機となるような規模の大きなエリアマネジメント活動に関する手法についても示します。



4 千代田区におけるエリアマネジメント活動

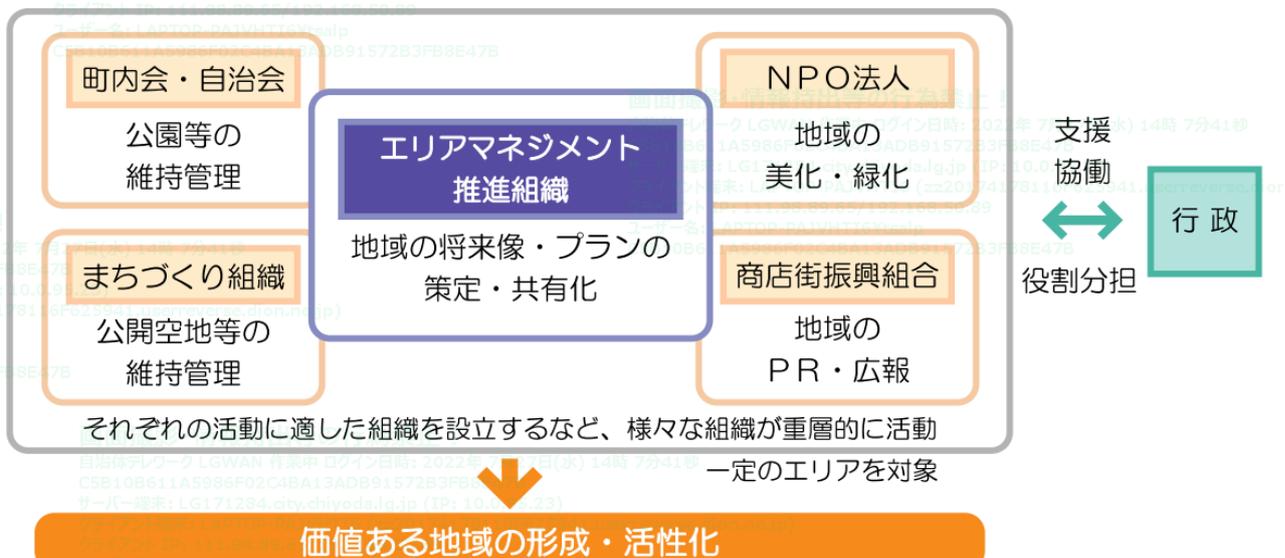
(1) エリアマネジメント活動とは

地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、
住民・事業主・地権者等による主体的な取り組み

出典：国交省「エリアマネジメントのすすめ」

- ここで示す「良好な環境や地域の価値の維持・向上」には、快適で魅力に富む環境の創出や美しい街並みの形成、資産価値の保全・増進等に加えて、人をひきつけるブランド力の形成、安全・安心な地域づくり、良好なコミュニティの形成、地域の伝統・文化の継承等、ソフトな領域のものも含まれます。
- 多彩なエリアマネジメント活動が展開されることにより、例えば、住宅地においては、快適で魅力的な環境の創出、美しい街並みの形成、安全・安心な地域づくりなどが期待されます。また、業務・商業地では、地域美化やイベントの開催、広報等による地域プロモーションの展開といった取り組みにより、地域の魅力が高まるとともに経済的効果等も期待できます。

エリアマネジメントのイメージ



出典：国交省「エリアマネジメントのすすめ」

(2) 千代田区におけるエリアマネジメント活動

1 地域の都心生活の質（QOL）向上につながる活動

- 地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上することだけでなく、地域に住み、働き、学び、訪れる多様な人々で共有する都心生活の質（QOL）を向上させる活動と、活動を行う仲間づくり、活動を継続していくための取組み全般をエリアマネジメント活動として推進し、その活動をとおして、多様な人たちの交流を生み、地域の愛着・つながりを強めていきます。
- これらの活動は、公的価値があるか、地域が求めているものであるか、地域で共有できているかが重要となってきます。そのため、区民・事業者・行政等の地域に関わる多様な関係者と活動の考え方を共有するとともに、地域へ情報を発信し、活動に対して地域の理解を得ることが必要です。
- また、経済活性化による騒音問題や、賑わい創出による衛生環境の低下など、あるQOLを向上させる活動が、別のQOLを損なうことがないように留意する必要があります。

COLUMN

「話し合い」の継続で活動を共有する

エリアマネジメント活動は地域の多様な人々で共有する都心生活の質（QOL）を向上させる活動ですが、どうすれば都心生活の質を共有できるでしょうか。

また、これを共有できたとしても、手段としてのエリアマネジメント活動をどのようなものにするかについても多様な考え方があると考えられます。

そのときに重要なのは、**話し合いを重ねる**ことではないでしょうか。

例えば、活動に反対だったとしても、全部に反対なのか、手段としての活動の内容に反対なのか、向上を目指す都心生活の質に反対なのかなど、多様な反対があると考えられます。またその逆に、賛成の中にも多様な賛成があると考えられます。

これらを話し合いの積み重ねの中で整理し、共有できる部分を見つけていくことが重要です。そして、活動内容を完全に共有できなくとも、**「許容」「理解」してもらい、活動の実施までつなげ、活動を行った後も話し合いを続けていく**ことが「活動の共有」につながるのではないのでしょうか。

「活動を楽しむ」ことが地域のために

本ガイドライン策定の検討に当たっては、様々な形でエリアマネジメント活動に関わる方が委員となり、議論をしました。その際に、エリアマネジメント活動を実施・継続していくための大切な要素として挙げたことに、エリアマネジメント活動を実施する人が**「活動を楽しむ」**ことがあります。

エリアマネジメント活動は、実施場所の確保や資金の確保、地域関係者・行政等との調整など、活動の実施に向けてやらなければいけないことが多くあり、簡単にできるとは言い難いです。

しかし、そのような過程も含めて活動を楽しむことが、まわりの人にも伝染し、連鎖していくと考えられます。そして、個人の活動が大きくなっていくことで、地域が楽しくなることにつながるのではないのでしょうか。

まずは、まちで何をしたら楽しいかを考えてみませんか。



▲「楽しさ」が伝染したことの完成形が「祭」かもしれません
(写真：神田祭)

2

地域に住み、働き、学び、訪れる一人ひとりが実施主体

- 地域の QOL の向上につながるエリアマネジメント活動の実施主体は、まちづくり協議会、町会、商店街のような一定の規模がある企業・地域団体等に限らず、地域に関係する個人やグループ、サークルといった小規模なものも実施主体として考えます。(実施主体の定義は P7 の表を参照)
- 一方で、実施主体の規模とできることの規模や地域への効果等は比例してきます。そのため、同じ考えを持った人たちが集まり、活動の規模を大きくしたり、様々な主体が連携して活動をしたりすることで、エリアマネジメント活動の地域への効果が高まります。
- また、様々な主体の連携がエリアマネジメント団体の設立につながり、エリアマネジメント団体が地域の将来像、地域に必要な QOL について定め、個人・グループといった様々な主体の活動の受け皿となるとともに、団体自身も活動を行うことで、それぞれのエリアマネジメント活動が一時的なものではなく、日常的に行われるものとなることが期待されます。(P8 の図参照)

▼ エリアマネジメント活動の規模と地域への効果等が比例することのイメージ

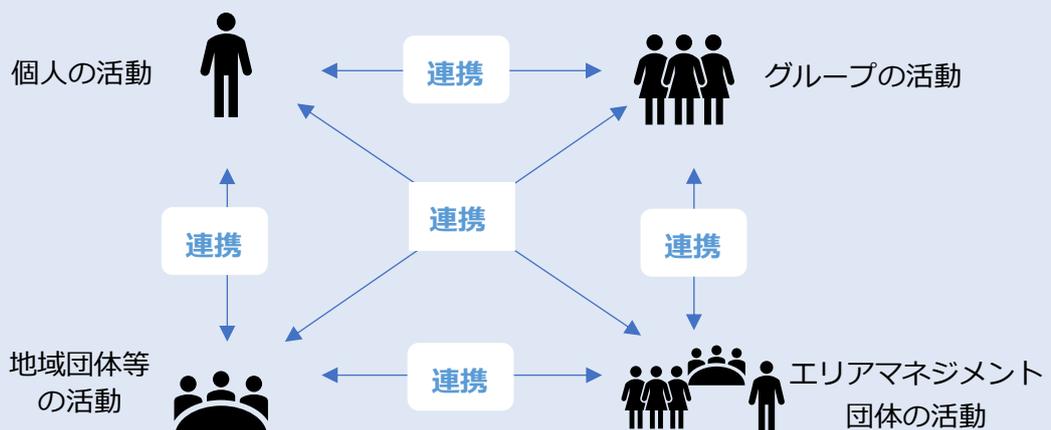


▼ 様々な主体が行うエリアマネジメント活動の連携のイメージ

地域に住み、働き、学び、訪れる人たちで共有する QOL



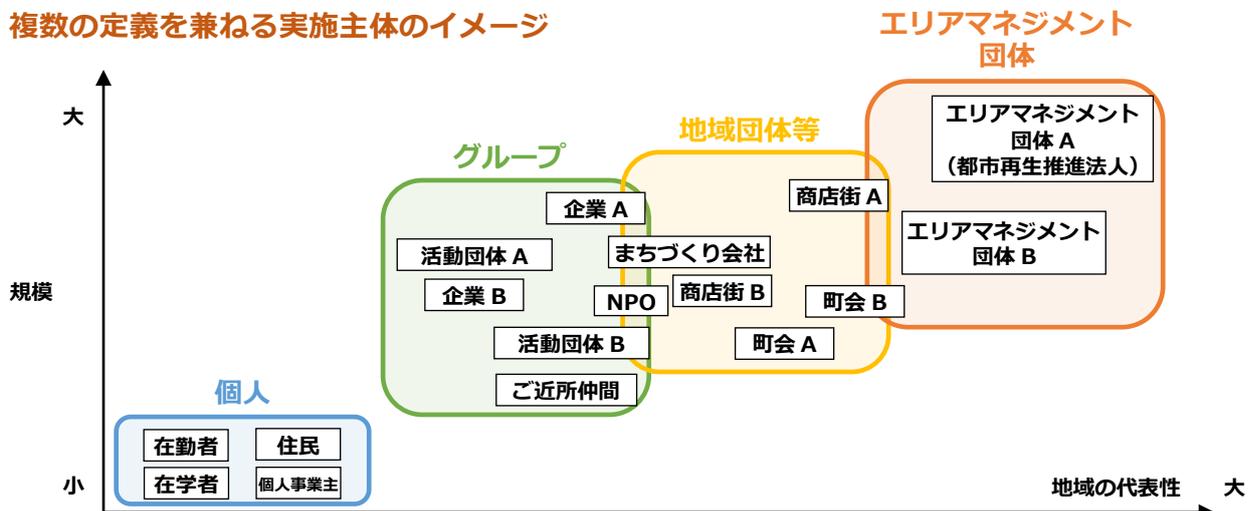
地域の QOL の向上につながる活動を、
様々な主体で連携して行うことで、最大限の効果を発揮



▼ エリアマネジメント活動の実施主体の属性

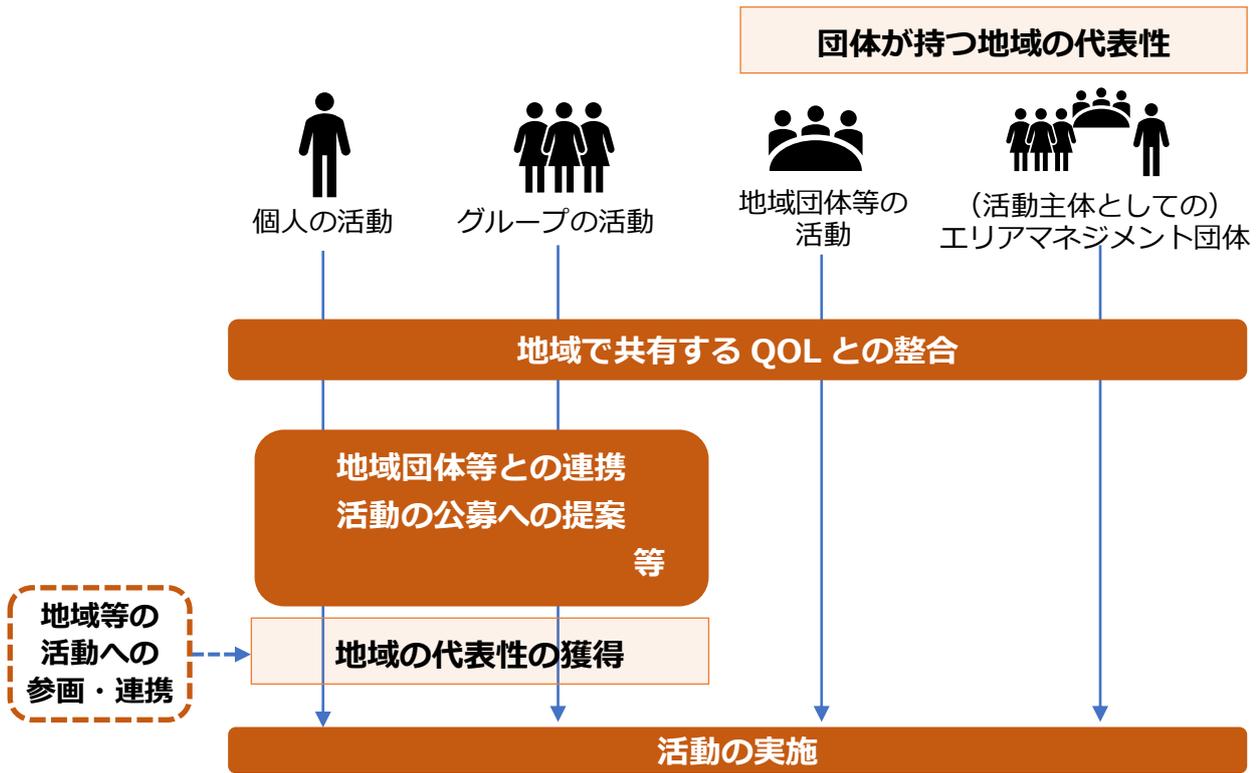
個人	グループ
<ul style="list-style-type: none"> ● 団体や組織としてではなく、地域をよくしたいという個人の考えに基づき、地域のQOLの向上に資する活動に取り組みます。(住民、在勤者、在学者、個人事業主など) ● 様々な制度利用に際しては、活動内容が実施者個人のQOLの向上ではなく、地域のQOLの向上を目的としている(公的価値がある)ことを明確にすることが困難なため、地域団体等やエリアマネジメント団体との連携が望まれます。 <p>例：自宅の外側にプランターを置くなどの緑化活動、自宅周辺の掃除などの環境美化活動、地域にあった店舗のデザイン 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域等での活動実績等を問わず、地域をよくしたいという考え方について同じ方向性を持った人たちが集まって、地域のQOLの向上に資する活動に取り組みます。(個人の集まりや一定の目的を持った団体、民間企業など) ● 様々な制度利用に際しては、活動内容がグループのQOLの向上ではなく、地域のQOLの向上を目的としている(公的価値がある)ことを明確にすることが困難なため、地域団体等やエリアマネジメント団体との連携が望まれます。 <p>例：地域の掃除活動、公園・路上プランター等の維持管理活動、自社ビルの公開空地でのイベント 等</p>
地域団体等	エリアマネジメント団体
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域での活動実績等に基づき地域等の信頼を得ている団体が、地域のQOLの向上に資する活動に取り組みます。(町会、商店街、まちづくり会社、NPOなど) ● 様々な制度利用に際しては、地域のQOLの向上を目的としている(公的価値がある)ことに一定の信頼があります。個人やグループの声・活動内容を受け止め、一層活動を展開していくことが望まれます。 <p>例：地域イベントの実施、地域ルールなどの検討 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の代表性を有する団体として、地域のQOLの向上に資する活動に取り組みます。都市再生推進法人の指定や規模等に応じて、団体としての地域の代表性に差異があります。 ● 様々な制度利用に際しては、地域のQOLの向上を目的としている(公的価値がある)ことに一定の信頼があります。自身が積極的に活動するとともに、地域の多様な活動主体を受け止め、一層活動を展開していくことが望まれます。

▼ 複数の定義を兼ねる実施主体のイメージ

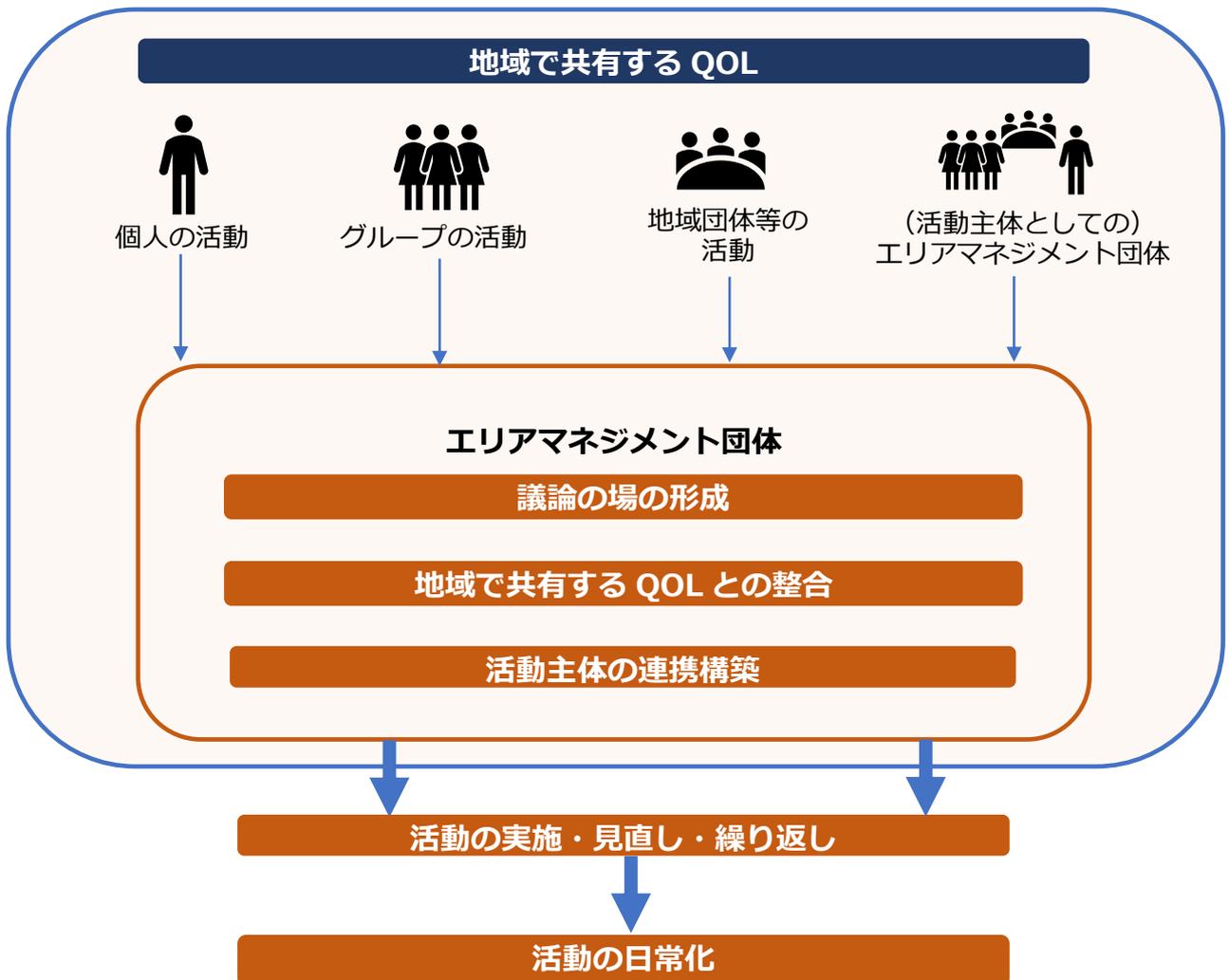


※ 具体の活動実績や地域との関わり方等により、同じ属性の中にある実施主体でも、地域の代表性に差があったり、複数の属性の性質を持ったりする場合があります。

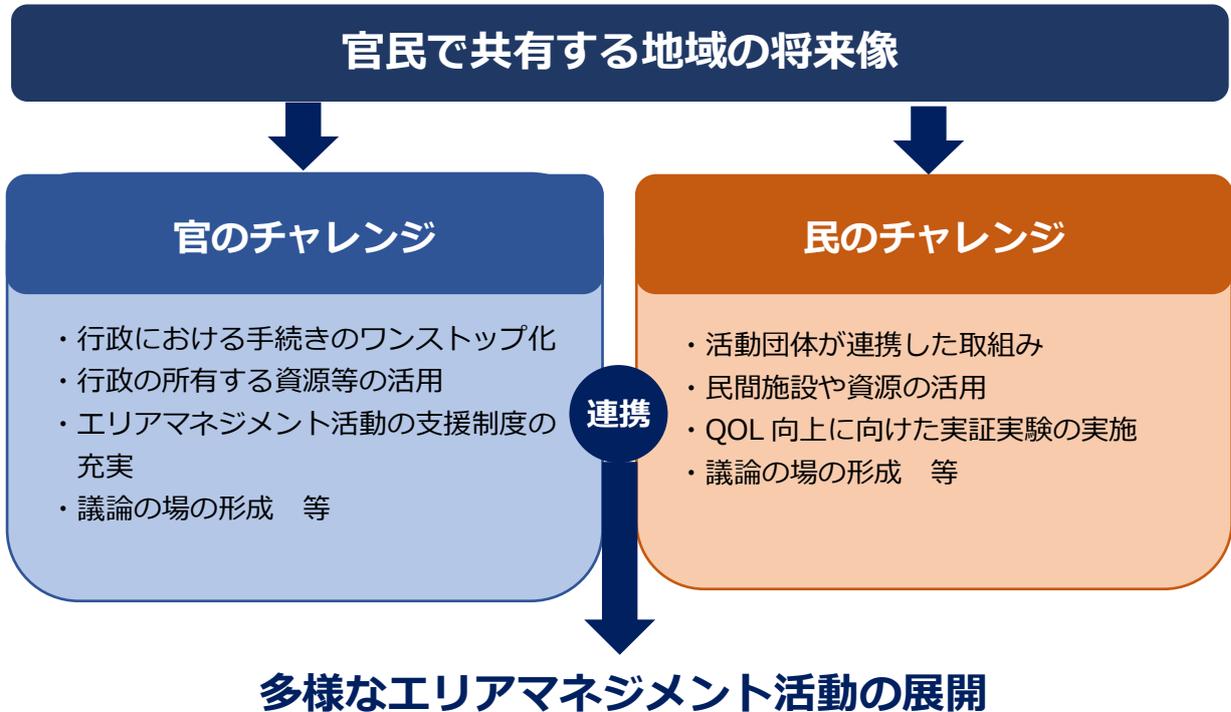
▼ 各実施主体の活動がエリアマネジメント活動として地域に認められ、活動に至るイメージ



▼ 地域の活動をエリアマネジメント団体が受け止め、日常化に至るイメージ



- 地域のQOLの向上につながるエリアマネジメント活動に向けては、官民で地域の将来像を共有し、連携しながら前例にとらわれないチャレンジを積み重ねていくことで実現していきます。



COLUMN

世界に誇れる大丸有地区に向けた官民連携

大手町・丸の内・有楽町地区（以下「大丸有地区」）では、公共と民間の協力・協調によって都心にふさわしいまちづくりを進めることを目的に「大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり懇談会（以下「懇談会」）を設けています。

懇談会では、大丸有地区の「将来像」「ルール」「整備手法」を議論し、大丸有地区が今後も東京の活力を牽引し、日本経済の国際競争力の一層の向上を図っていくための指針として、「大手町・丸の内・有楽町地区まちづくりガイドライン」を策定しています。

この官民で共有するガイドラインに基づき、大丸有地区のエリアマネジメント団体であるNPO 法人大丸有エリアマネジメント協会（リガーレ）が中心となって、官や多様な主体と連携しながら地域の活性化や環境改善、コミュニティ形成のエリアマネジメント活動として、公的空間の活用等を通じて様々な活動を行うことで、世界に誇る大丸有地区の魅力へとつながっています。

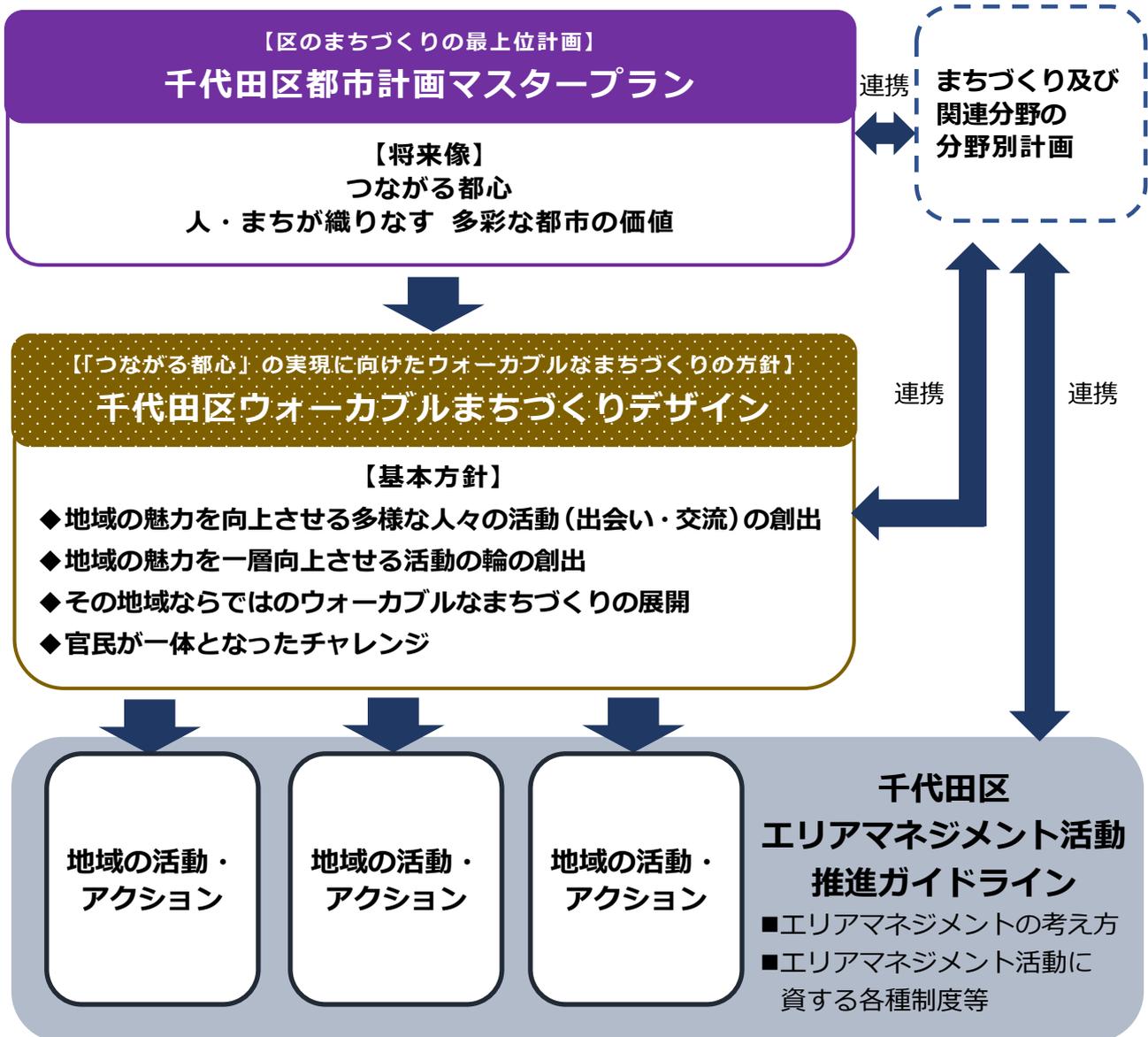
【大丸有地区における公的空間を活用したエリアマネジメント活動の例】

- ・ 丸の内仲通りアーバンテラス
- ・ 丸の内ストリートパーク
- ・ 「しゃれ街条例」に基づく公開空地の活用
- ・ エリアマネジメント広告
- ・ 大手町・丸の内・有楽町 夏祭り（打ち水）など



▲2019年に始まった丸の内ストリートパークは、新たな道路空間の活用を試行し、進化中

5 位置づけ



第2章

エリアマネジメント活動の事例

- ▶ 千代田区内や国内外のエリアマネジメント活動の事例を整理し、それぞれの活動目的、実施主体、活動内容、効果や活用した制度等を紹介します。
- ▶ 活動の事例では、個人による活動から団体による活動まで主体ごとに、様々な目的をもったエリアマネジメント活動を紹介しています。あなたが地域でやりたいことを実現するための参考にご覧ください。

▼ 千代田区内の事例紹介の一覧表

番号	実施主体	名称	参照ページ
1	グループ、地域団体等	公園・道路等の自主的な管理・清掃	12
2	地域団体等	商店街や同業種団体の主催イベント	12
3	エリアマネジメント団体	緑あふれる芸術の街づくり（東京国際映画祭）	13

▼ 千代田区以外の事例紹介の一覧表

番号	類型	名称	場所	参照ページ
4	個人、グループ	公共空間等での音楽演奏・パフォーマンス	東京都	14
5	個人、グループ	レモネードスタンド普及協会	東京都	14
6	個人、グループ、地域団体等	キッチンカー	大阪府豊中市	15
7	個人、グループ、地域団体等	隅田川マルシェ	東京都隅田川周辺	16
8	地域団体等	自治会による地区計画	神奈川県横浜市	17
9	地域団体等	商店街による地区計画	香川県高松市	18
10	グループ、エリアマネジメント団体	公開空地におけるヨガイベント	東京都港区	19
11	地域団体等	まちなかの映画会	東京都新宿区	19
12	地域団体等	九品仏川緑道の美化活動	東京都世田谷区・目黒区	20
13	地域団体等	県庁通り歩いて楽しい道路空間創出事業	岡山県岡山市	21
14	地域団体等	ほこみち制度を利用した魅力と賑わいづくり	兵庫県姫路市	22
15	エリアマネジメント団体	都市再生推進法人による新しいイノベーションを育むまちづくり	大阪府大阪市	23

▼ 海外の事例紹介の一覧表

16	個人、グループ	個人などによる大道芸	オーストラリア	24
17	地域団体等	地域住民による地区計画	イギリス	25
18	エリアマネジメント団体	タイムズ・スクエア BID	アメリカ	26

▼ 千代田区内の事例紹介

1 公園・道路等の自主的な管理・清掃【グループ、地域団体等】

実施主体	・町会・商店会・学校・ボランティア団体や企業等	
事業時期	2002年～	
目的	・まちに潤いを与えとともに、地域の環境美化やコミュニティの活性化を図る	▲麹町子ども広場でのアダプト活動
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃・ごみ拾い、除草、花壇の世話（水やりなど）、植栽・植樹 ・活動団体数：23団体（平成26年度9月末現在） 	
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・地域が一体となって活動し、生活の魅力を高める仲間づくりや活動が活発化した。 ・地域住民が普段利用している道路や公園を緑化・管理していくことにより、地域への愛着や誇りが醸成されるとともに、地域コミュニティの強化につながった。 	
活用した制度	・アダプト制度	

千代田区ホームページ、総務省ホームページ「アダプト制度の実施状況（都道府県）」、公益社団法人食品容器環境美化協会ホームページを基に作成

2 商店街や同業種団体の主催イベント【地域団体等】

実施主体	・神田カレー街活性化委員会	
事業時期	2011年～	
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街の振興 ・区民生活の安定確保 	▲カレーグランプリ会場の小川広場
活動内容	・神田カレーグランプリの開催	
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・「カレーの街」として認知されるようになり、毎年約4万もの来場者だけでなく、日常的にも神田のカレーを求めて訪れるようになり、地域の魅力向上につながった。 ・多様な人々が集まり、交流し、地域の活性化につながった。 	
活用した制度	・千代田区立広場の設置及び管理に関する要綱	

千代田区ホームページ、千代田区商店街連合会ホームページ、千代田区商連会報143号（平成23年12月5日）を基に作成

3 緑あふれる芸術の街づくり（東京国際映画祭）【エリアマネジメント団体】

実施主体	<ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人日比谷エリアマネジメント 	
事業時期	2015年～	
目的	<ul style="list-style-type: none"> 有楽町日比谷地区の安全で快適な環境の形成、地域経済の活性化 日比谷公園や劇場等の周辺施設と連携し、地域一体となった魅力あふれる都市空間の実現とまちづくりの持続、発展 	▲映画会の開催の様子
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> 有楽町日比谷地区の賑わい形成、活性化に関する企画立案・実行 有楽町日比谷地区の情報発信・プロモーション 有楽町日比谷地区の公共空間の利活用、運営管理 有楽町日比谷地区の清掃・美化等の環境整備 有楽町日比谷地区の防災・防犯対策 その他、上記事業に付随または関連する事業 代表的なものとして、東京国際映画祭のメイン会場が日比谷・銀座・有楽町エリアに移転したのち、コーポレートパートナーとして参加（2021年～） 	
活用した制度	<ul style="list-style-type: none"> 国家戦略道路占用事業 	

一般社団法人日比谷エリアマネジメントホームページ、東京国際映画祭ホームページを基に作成

▼ 千代田区以外の事例紹介

4 公共空間等での音楽演奏・パフォーマンス（東京都）【個人、グループ】

実施主体	・個人,グループ	 <p>▲公園内に行われたパフォーマンス</p>
事業時期	2005年～	
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・アーティストたちが互いに切磋琢磨して、創造し表現する場を提供 ・都民や東京都を訪れる方が身近な所で文化に親しむ機会を提供 	
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都が審査し、合格したアーティストはライセンスを交付され、東京都が指定する都立公園や民間施設等の決められた場所で、予約した日時に、音楽演奏やパフォーマンスを実施 	
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・地域が気軽に文化や芸術と出会う機会の創出につながった。 ・芸術の愛好者など多様な人々が集まり、交流し、地域の活性化につながった。 	
活用した制度	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘブンアーティスト事業 	

東京都生活文化スポーツ局ホームページ、東京都の文化政策「ヘブンアーティスト事業」と現代都市空間（2006 都市文化研究）を基に作成

5 レモネードスタンド普及協会（東京都）【個人、グループ】

実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ・個人,グループ (サポート:レモネードスタンド普及協会) 	 <p>▲レモネードスタンド</p>
事業時期	2016年～	
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・小児がんや小児医療支援 ・ボランティア活動や社会貢献に対する意識を高める 	
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・小児がんや小児医療支援のため、実施者はレモネードスタンド普及協会によるレモン果汁の無償提供を受け、民間敷地やイベント会場等で、レモネードの販売による募金活動を実施 ・2016年から活動を始め、2018年には200件にまで広がった。 	
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の小児がんに対する理解が深まるとともに、活動を通じた交流が地域活動の活性化につながった。 	
活用した制度	<ul style="list-style-type: none"> ・各主催者が個別に必要な使用許可等を取得 	

レモネードスタンド普及協会ホームページを基に作成

6 キッチンカー（大阪府 豊中市）【個人、グループ、地域団体等】

実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ・キッチンカー事業者（出店者） ・株式会社 Mellow（キッチンカーと出店場所のマッチングを行うプラットフォーム事業者） ・豊中市 	 <p>▲公園内キッチンカーによる飲食販売</p>
事業時期	2020年～	
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・with コロナ、after コロナにおけるまちの賑わい創出 ・地域の住民や公園の利用者の利便性の向上 	
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・プラットフォーム事業者と市が事前に販売場所や時間帯について協議 ・キッチンカー事業者がプラットフォーム事業者を通して予約し、飲食販売を実施 	
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート回答者の約96%がキッチンカーの取組みが必要と回答し、子育て世帯と高齢者に便利であるという意見もあった。 ・キッチンカーの利用回数について、複数回利用した方が約3割となった。 ・キッチンカー利用者と売上率とも増加傾向となった。 ・住宅団地内にある公園が販売場所になり、周辺地域住民に新しいコミュニティを提供し、利便性の向上、また、来園への動機付けや新たな公園の活用へのきっかけにつながった。 ・豊中市が実施する社会実験以外にも、キッチンカーの提供が市内で見られるようになり、キッチンカーという豊中市の一つの地域資源を創出することができた。 	
活用した制度	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園の占用許可特例制度 ・食品営業許可 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・社会実験実施の結果やヒアリングにより、近隣に住宅がない公園等においては、事業として成り立たないことが分かった。一方で近隣に住宅が多かったり、人通りが多かったりする場所では事業性があることが分かった。 	

豊中市のホームページ、「公園・住宅団地へのキッチンカー提供の社会実験報告書」（2020年 豊中市）、
「公園・住宅団地へのキッチンカー提供の社会実験（第二弾）報告書」（2022年2月 豊中市）を基に作成

7 隅田川マルシェ（東京都 隅田川周辺）【個人、グループ、地域団体等】

実施主体	・ 隅田川マルシェ実行委員会	
事業時期	2019年～	
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ マルシェを通じて、人がつながり、賑わいをつくる ・ 行政区分にとらわれず「隅田川周辺」をキーワードに人をつなぐ 	
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実行委員会が確保した隅田川沿いの会場で、出店者が農産物、食品、物品を販売（ただし、調理は行わない） ・ イベントの実施（観光船の運航、ワークショップ、水辺の図書館） ・ 清掃活動、ごみ拾い ・ 会場づくりや飾りつけなどもすべて手作りし、準備段階から協力し合って交流を広める ・ 活動に参加する親についてきた子どもたちも自然に主体性をもって活動を始め「子どもマルシェ」の開催を予定（2023年予定） 	
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水辺とまちの連続性・回遊性が向上し、水辺の賑わいの創出につながった。 ・ 約4,500人もの観光客が訪れたことで、河川空間のみだけでなく、地域に賑わいを創出した。（人数は2019年の実績） 	
活用した制度	<ul style="list-style-type: none"> ・ テラス護岸等一日利用制度 ・ 行事開催届 ・ 各種保険（ボランティア保険等） 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティアで組織された実行委員会であり、年単位のボランティア保険に加入している。その他、活動内容に応じて各種保険に加入している。 	

▲水辺空間を活用した隅田川マルシェ

隅田川マルシェ実行委員会のホームページを基に作成

8 自治会による地区計画（神奈川県 横浜市 美しが丘中部自治会）【地域団体等】

実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ・青葉美しが丘中部地区計画街づくりアセス委員会（美しが丘中部自治会所属） 	 <p>▲地域内にあるユリノキ通りの景観</p>
事業時期	2003年～	
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・街並みと居住環境の維持 	
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・美しが丘中部自治会が地区計画づくりアセス委員会を設置 ・自治会が地域の意向調査を行い、市に地区計画の策定を要望 ・当該地区の地区計画により、建築物の用途制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限などを規制し、門灯や常夜灯等の設置や生活マナー（騒音・臭気の発生防止）など地区計画で規制できない内容について、委員会が「街並みガイドライン」を策定 ・住民によるワーキンググループで地域の環境保全活動（道路保全、自治会館周辺の環境整備、歩行者専用道路や遊歩道の修景計画研究等）を実施 ・委員会が来街者向けに、建築活動等に関する地区ルールがあることを認知してもらうための標識を設置 ・ガイドラインの運用、行政との調整、将来的な地区計画等の見直しなどを含め、委員会主催の月1回の定例会で情報交換 	
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・地区計画の目標である「近隣相互の生活環境への配慮が感じられる緑豊かなゆとり感のある美しい低層住宅地」が維持されている。 ・地域内の建築物の形状、色彩及び緑化行為をある程度コントロールできるようになった ・住民が地域内のまちづくり活動により、自身の住環境や街並み等に関心を持って呼びかけ合うようになった。 	
活用した制度	<ul style="list-style-type: none"> ・地区計画制度 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・当該エリアに建築する際は地区計画の届け出と同時に、アセス委員会にも工事計画適合確認書を提出してもらい、委員会でチェックしている。更に近隣住民向けに説明会を実施してもらい、アセス委員も立ち会う。活動はすべて行政との協力体制で行っている。 	

地域運営組織の諸活動（2016年 総務省）、
 青葉美しが丘中部地区街づくりハンドブック（2022年 美しが丘中部自治会）を基に作成

9 商店街による地区計画（香川県 高松市）【地域団体等】

実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ・高松丸亀町まちづくり株式会社 (高松丸亀町商店街振興組合が95%出資) 	
事業時期	1987年～	
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が集い交流・連携するステージとしての商店街づくり ・居住者を取り戻すことによる人口流出や中心市街地の空洞化の抑止 	▲商店街内の道路空間に植栽・ベンチを設置
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・高松丸亀町商店街振興組合が95%、高松市が5%を出資した民間主導型のまちづくり会社「高松丸亀町まちづくり株式会社」を設立。 ・民間都市再生事業計画を市に提案した。 ・地区計画でビルを1.5mセットバックし、道路管理者・交通管理者との協議を経て、緊急車両の通行を妨げない範囲で、道路空間に植栽・ベンチを設置。 ・商店街の中に、自転車レーンを整備。 ・バリアフリー化により、障害者や高齢者が歩きやすい街路を整備。 ・ドーム広場の拡張により、象徴的な空間の形成及びマルシェなどのイベントを開催。 ・住宅整備と高齢者用医療施設を設置。 ・定期借地と駐車場の収入を住宅整備や地域医療再生に活用。 ・商店街に住んでいる人が、これからも住み続けることが出来るように、「定期借地権方式」ではなく、「土地信託方式」に切り替え、土地を活用。 ・商店街振興計画を作成し、土地の利用と所有を分離して、商業活動を行う街と地主・商業者が別の場所で住むのではなく、昔の商店街の商店のように商業部分が下層に、住居部分が上層とした。 ・他の地域からの商業者も参入しやすくするように工夫し、また撤退、退出する時にはその土地取得のために「証券化スキーム」を導入。 	
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内の人口が約13%増加し、世帯数は約23%増加した。 ・地域内の空き店舗率が約1%減少した。 ・平日の歩道者通行量が約5%増加し、休日の通行量は約22%増加した。 ・商店街振興組合が主催するイベントのほか、行政・民間企業・NPO法人・学生等多様な主催者により、年間約200件ものイベントが開催されている。 ・ベンチで休憩したり交流したりと、市民の憩いの場となっている。 	
活用した制度	<ul style="list-style-type: none"> ・民間都市再生事業計画認定制度 ・地区計画制度 ・まちづくり会社制度 	

都市再生整備計画を活用した官民連携方策検討調査報告書（2012年 国土交通省）、
 「人が集う広場」の整備と魅力的な地域イベントにより来街者増効果（2018年 中小企業庁）、
 都市再生の取組事例 高松駅周辺・丸亀町地域（2020年 内閣府地方創生推進事務局）を基に作成

10 公開空地におけるヨガイベント（東京都港区） 【グループ、エリアマネジメント団体】

実施主体	・森ビル株式会社	
事業時期	2014年～	
目的	・地域活性化による賑わいの形成	
活動内容	・東京のしゃれた街並みづくり推進条例に登録された有効空地を活用し、ヨガイベント（有料の公益活動）を開催	
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・2014年以来、春と秋に合計30日程度、各回定員100人のヨガイベントを開催し、街の活動として定着した。 ・まちに賑わいを呼び込むきっかけとなった。 	
活用した制度	・東京のしゃれた街並みづくり推進条例（まちづくり団体の登録制度）	

▲ヨガイベントの開催の様子

民間空地等の多様な利活用に関する事例集（2020年 国土交通省）を基に作成

11 まちなかの映画会（東京都 新宿区）【地域団体等】

実施主体	・一般社団法人新宿副都心エリア環境改善委員会	
事業時期	2018年	
目的	・賑わいの創出	
活動内容	・東京のしゃれた街並みづくり推進条例に登録された有効空地等を活用し、無料で映画上映イベントを開催	
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・来訪者や外国人観光客等を誘引するとともに、ナイトタイムの滞留人口が増加した。 ・各ビル主催イベントと連携し、エリア全体で賑わいを創出するとともに、エリアの認知度が向上した。 	
活用した制度	<ul style="list-style-type: none"> ・都市再生推進法人 ・東京のしゃれた街並みづくり推進条例（まちづくり団体の登録制度） ・国家戦略道路占用事業 	

▲映画会の開催の様子

一般社団法人新宿副都心エリア環境改善委員会のホームページ、
民間空地等の多様な利活用に関する事例集（2020年 国土交通省）を基に作成

12 九品仏川緑道の美化活動（東京都世田谷区・目黒区）【地域団体等】

実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社ジェイ・スピリット ・自由が丘商店街振興組合 ・世田谷区 ・目黒区 	
事業時期	1996年～	
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・放置自転車問題の解消 ・来街者の憩いの場の創出による地域の活性化 	▲九品仏川緑道
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・駅前商業地区にふさわしい商業環境の形成や歩行者空間の創出を図るため、セットバックや屋外広告物を規制する地区計画を策定 ・2002年商店街振興組合や住区住民会議・町会が主体となった「株式会社ジェイ・スピリット」というまちづくり会社を設立 ・魅力的な街並みを形成するため、株式会社ジェイ・スピリットが街並みルール「自由が丘街並み形成指針」を策定 ・ベンチ、プランター等ストリートファニチャーの設置、無電柱化による歩行者空間の創出 ・道路空間を活用したイベントの開催 ・広告設置や教育事業支援、カード事業などの地域活動を通じて資金を獲得し、これをまちづくり活動に還元 	
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ベンチの増設と別の場所に駐輪場を整備することで、路上駐輪が減少した。 ・国家戦略道路占用事業の道路占用特例で、これまで敷地内でしかできなかったサービスの提供・販売を公道上で行うことができるようになった。 ・「世界のスイーツ」、「自由が丘スイーツフェスタ」の開催により、毎年約50万人が地域を訪れ、賑わいを創出した。 	
活用した制度	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり会社制度 ・都市再生推進法人 ・道路占用許可の特例制度（国家戦略道路占用事業） ・地区計画制度 	

目黒区のホームページ、株式会社ジェイ・スピリットのホームページ、歩行者中心の道路空間の活用マニュアル（2021年 東京都都市整備局）、地域づくりを支える道路空間再編の手引き（2018年 国土技術政策総合研究所）を基に作成

13 県庁通り歩いて楽しい道路空間創出事業（岡山県 岡山市）【地域団体等】

実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ・岡山市 ・県庁通りミーティング協議会 	
事業時期	2015年～	
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・車中心から人優先の安全で快適な、歩いて楽しい道路空間の創出 ・官民連携による県庁通りの魅力とポテンシャルの再発見 	
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・沿道事業者等から構成する組織「県庁通りミーティング協議会」を設立 ・道路総幅員は変更せず車道を2車線から1車線にし、歩道を片側3.5mから最大約6.0mまで拡幅し、自転車走行空間と十分な歩行空間を確保 ・沿道店舗等が軒先の歩道1mを活用できる仕組みを構築 ・自転車レーン、木陰のできる植栽、ベンチ、連続照明を設置 ・歩道上で、マルシェなどのイベントを実施 	
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者通行量が増加し、特に女性が約20%増加した。 ・通行しやすくなったと思う自転車利用者が約30%増加した。 ・効果については、令和5年度以降検証予定 	
活用した制度	<ul style="list-style-type: none"> ・都市再生整備計画 ・道路占用許可の特例制度 	

▲県庁通りマーケットの開催の様子

岡山市のホームページ、県庁通り歩いて楽しい道路空間創出事業（2021年 岡山市）を基に作成

14 ほこみち制度を利用した魅力と賑わいづくり【グループ】

実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ・姫路市 ・大手前通り街づくり協議会（占用事業者） 	
事業時期	2022年～	
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・大手前通りと沿道建物が連携し、通りを日常的に賑わい・憩う場所にする ・将来的には、大手前通り周辺も含めたエリア価値の向上と好循環を創出する 	▲大手前通りの屋外テラス席が憩いの場となっている
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・【市】歩行者利便増進道路（通称：ほこみち）制度を活用することで、民間の創意工夫を最大限発揮させつつ、大手前通りというエリアの魅力と賑わい創出の好循環を生み出すための活動をする占用事業者の公募及び道路占用許可 ・【占用事業者】スペースの管理やイベントの運営。 	
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外テラス席を新設したことにより、30分以上の滞留があり、平均滞留時間が以前の約4倍となった。滞留に性別や世代による偏りはなく、様々な人の利用を促すことができている。 ・利用者アンケートでは、「心地よく利用できた」や「また利用したい」といった声が多く聞かれ、今後の再訪につながると思われる。また、「大手前通りの他の場所にも屋外テラス席が必要」といった声も多く、屋外テラス席への期待感がうかがえた。 ・沿道店舗ヒアリングでは、いずれの店舗も売上効果・集客効果・広報効果を感じており、ほこみちの取り組みが店舗の売上向上・PRに寄与しているといえる。 （2022年10月効果測定調査）	
活用した制度	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者利便増進道路制度 	
その他	活動の留意点 <ul style="list-style-type: none"> ・姫路城という世界遺産を望む大手前通りのイメージを損なわないよう、デザインコントロールを行っている。 ・大手前通りに関する地域のイベントで、占用物件が支障になる場合は、原則撤去を行う等、地域と連携・協力している。 	

姫路市ホームページを基に作成

15 都市再生推進法人による新しいイノベーションを育むまちづくり (大阪府大阪市)【エリアマネジメント団体】

実施主体	<ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人グランフロント大阪 TMO (都市再生推進法人) 	
事業時期	2013年～	
目的	<ul style="list-style-type: none"> 官民連携による高質な公共空間の創出及び維持、安全安心な地域づくり、国際集客力の向上等による都市再生の推進、新しい大阪の力づくりと発信 	<p>▲沿道の歩道空間にオープンカフェを設置</p>
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> 公共・民間空間を活用した各種イベントの開催等のイベントプロモーション活動 歩道空間を活用したオープンカフェ・広告の設置や歩道空間の維持管理運営 コミュニティバスやレンタサイクル、フリンジパーキング等の交通サービス スペース販売や広告販売等による賑わいの創出と財源確保 梅田地区全体の魅力アップを目指した地域連携 	
効果	<ul style="list-style-type: none"> クリスマスや盆踊り等の主催・共催イベントや音楽・アート等の文化的取組み、常設のオープンカフェの開設等により貨物ヤード跡地を有効活用し、地域の賑わい創出が実現した。 官民連携による一体的な公共空間の管理により、エリア全体の地価が高まった。 	
活用した制度	<p>【都市再生特別措置法に基づく制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市再生整備計画の提案 道路占用許可特例制度の活用 都市利便増進協定の締結（都市利便増進協定に基づきオープンカフェ等 設置） <p>【大阪市の条例に基づく制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大阪市エリアマネジメント活動促進制度の活用（歩道の維持管理、放置自転車対策、警備員巡回等） 	

大阪市のホームページ、地方創生まちづくり-エリアマネジメント- (2017年 内閣府地方創生推進事務局)、
官民連携まちづくりポータルサイト (国交省)、
エリアマネジメント 効果と財源 (2020年 小林重敬・一般財団法人森記念財団) を基に作成

▼ 海外の事例紹介

16 個人などによる大道芸 (オーストラリア メルボルン)【個人、グループ】

<p>実施主体</p>	<p>・個人や団体 (国籍・年齢不問)</p>
<p>事業時期</p>	<p>2011 年～</p>
<p>目的</p>	<p>・地域の活性化 ・観光振興</p>
<p>活動内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・メルボルン市が審査し、合格した申請者はライセンス (Busking permit) を交付され、市が指定する場所で音楽演奏やパフォーマンスを実施 ・ライセンス (12 種類ある) によって、販売活動や火気を使用する活動も可能 ・14 歳から 17 歳の演者は、夜 18 時以降の活動に監督者が必要 ・14 歳以下の演者は、時間帯にかかわらず、常に監督者が必要 ・一つの場所での活動時間は 30 分以内
<p>効果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特色のあるストリートパフォーマンスで、観光客や市民を当該エリアにひきつけた。 ・パフォーマーが原状回復義務として清掃を行うことで、地域のアメニティ維持につながった。
<p>活用した制度</p>	<p>・大道芸許可制度 (Busking permits)</p>



▲オーストラリア・メルボルン市スワンストーンストリートのバスカー (撮影：泉山壘威)

メルボルン市のホームページを基に作成

17 地域住民による地区計画（イギリス シェフィールド）【地域団体等】

実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ・ケルハムアイランドとネブセンド地域団体 ・シェフィールド市 	
事業時期	2000年～	
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活性化 ・住環境の維持と向上 	
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・2000年、地域住民が地域団体を設立 ・2019年、地域の意向調査を行い、市に地区計画の策定を要望 ・2020年、年4回地区にある橋（Ball Street Bridge）を一時的に歩行者専用地域に制限し、コミュニティマーケットを開催（住民や地域内の事業者が出店） ・地域にあるドン川による浸水の恐れがあるため、地域住民で取り組んだボランティアチームを立ち上げ、定期的に河川清掃活動を実施 ・ドン川の水辺環境を活用するため、市の再開発計画に親水水辺まちづくりを提案 ・地域のアーティストと連携し、パブリックアート（壁画など）の創作による文化活動を実施 ・IT業者と連携し、地域内における公共施設の不備（道路の穴、街道灯の交換）などを市に報告するシステムを構築 	
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティマーケットなどのイベントで、地区外の人を誘致し、地域活性化と賑わいづくりに効果があった。 ・住環境の満足度と地域の帰属意識の向上に効果があった。 	
活用した制度	<ul style="list-style-type: none"> ・Neighborhood Plan（地区計画） 	

▲コミュニティマーケットの開催の様子
(撮影：KINCA)

Kelham Island & Neepsend Community Alliance (KINCA) のホームページを基に作成

18 タイムズ・スクエア BID (アメリカ・ニューヨーク市)【エリアマネジメント団体】

実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ・タイムズ・スクエア アライアンス (BID 組織) ・ニューヨーク市 	
事業時期	1992 年～	
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・街路環境の向上と犯罪の減少によるタイムズ・スクエアに対する印象改善 ・賑わいと活気の再生 	▲広場化されたブロードウェイ (写真提供：一般財団法人森記念財団)
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・制服を着用したガードマンとニューヨーク市警察が連携し、公共の場の安全性を強化 ・道路清掃やゴミの撤去を実施 ・観光客や市民を当該エリアにひきつけるために、大晦日のカウントダウン、アートイベント等特別なイベントや特色のあるプログラムを実施 ・観光案内所を設け、観光客に無料でインフォメーションなどを提供 ・街灯や公共設備などの様々なプロジェクトを実施し、エリアの全体的な印象を向上 ・広報やマーケティング活動を実施し、エリアの認知度を向上 ・人々が立ち止まったり、座ったりできる場所を創出するため、当該 BID 組織がタイムズ・スクエアの広場化についてニューヨーク市に提案し、市との連携により広場化を実現 ・路上飲食販売店、観光案内スタンド、植栽ポットなどを設置し、空間利用者の利便性を向上 	
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪率が 1993 年より約 50%減少するとともに、歩行者数が約 11%増加し、人々の滞在時間が約 84%増加した。 ・地域の代表的なイベントである「大晦日のカウントダウン」などを開催することにより、年間約 2,600 万人の観光客が訪れる観光スポットとなった。 	
活用した制度	<ul style="list-style-type: none"> ・BID 制度 	

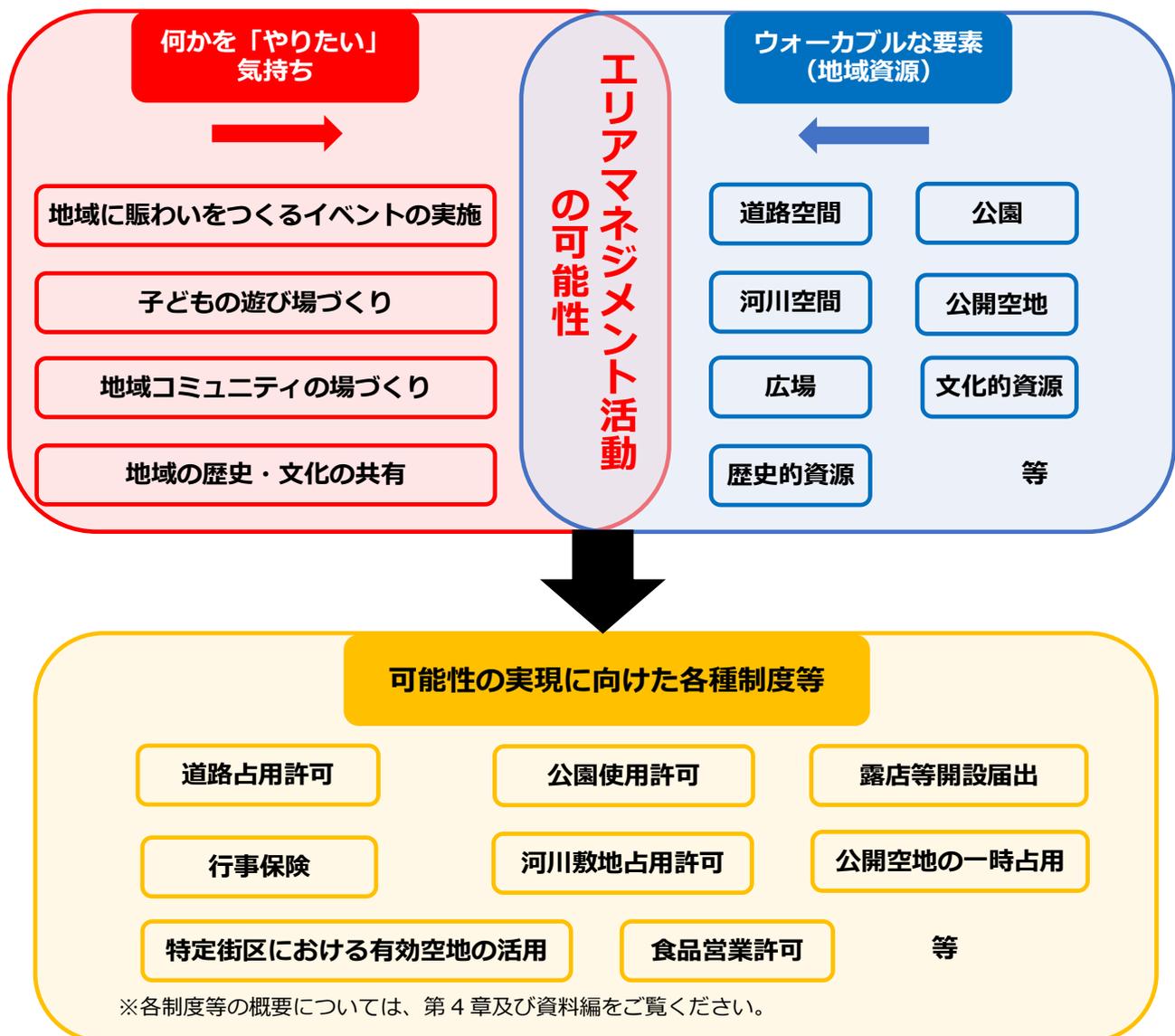
エリアマネジメント効果と財源 (2020 年 小林重敬・一般財団法人森記念財団)、
 海外の BID の事例～ニューヨーク市の事例を中心に (2013 年 大阪市) を基に作成

第3章

エリアマネジメント活動の可能性

➤ 様々な制度等を利用することにより、どのようなエリアマネジメント活動ができるでしょうか。実際に制度等を利用するにあたっては、地域での合意形成や地域特有の事情等を様々な考慮する必要がありますが、ここではそういったことや実現性は考慮せず、「こんなことができるかもしれない」という可能性について示します。あなたが地域のために「やりたいこと」を実現するためのヒントが見つかるかもしれません。

※ 2・5の可能性については、千代田区都市計画マスタープランの改定検討時に、生徒・学生の目線から自由に、道路・公園・水辺などのまちの既存ストックの利活用についてアイデア検討をしてもらった「ウィズコロナ・アフターコロナにおけるまちづくりを考えるアイデアソン」（令和2年実施）での意見を基に作成



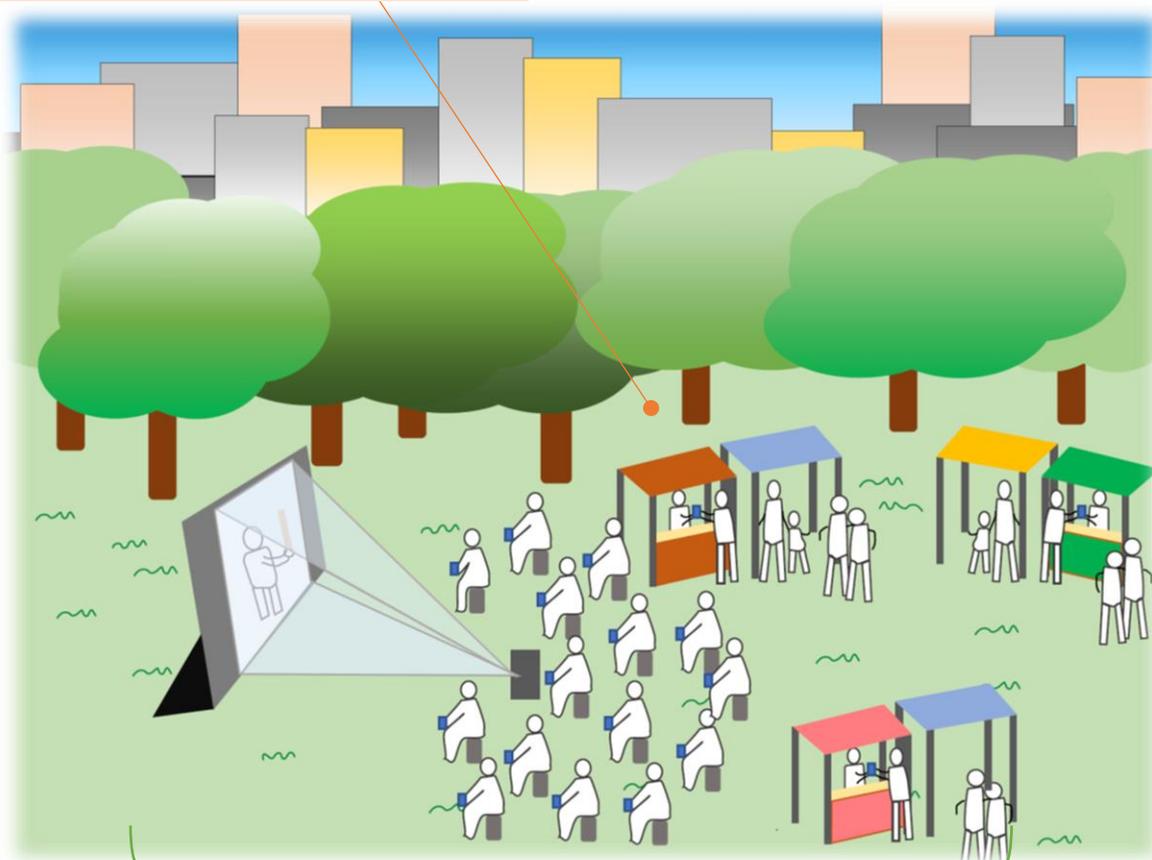
1 公園を利用した映画会

目的：公園で映画会を実施するイベントにより、地域の賑わいの創出を図る

軽食を提供したい

利用が想定される制度・手続き等

- ・食品営業許可
- ・禁止行為の解除承認申請
- ・消防活動に支障を及ぼすおそれのある行為の届出書
- ・行事保険、ボランティア保険 など



公園を利用したい

利用が想定される制度・手続き等
・公園占用許可
など

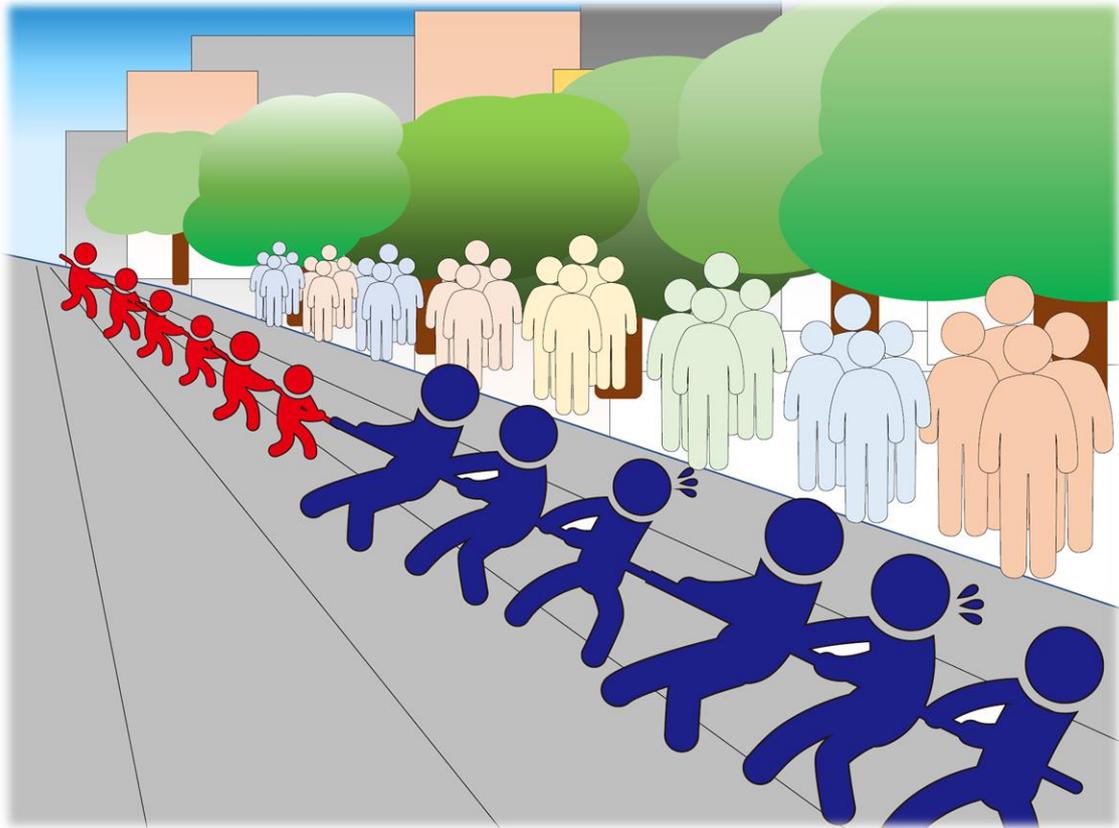
！ 実現に向けたポイント

- 周辺等への十分な周知はできているか。
- 騒音等の問題につながらないか。
- 実施後、ゴミ等が残らないか。
- 危機管理体制はできているか。
- 興行場法の適用対象となるか（月5回以上開催）

等

2 道路を利用した運動会

目的：道路空間を利用した運動会の実施により、
地域コミュニティの活性化を図る



道路を利用したい

利用が想定される制度・手続き等

- ・道路占用許可
- ・道路使用許可
- ・行事保険、ボランティア保険 など

！ 実現に向けたポイント

- 周辺等への十分な周知はできているか。
- 騒音等の問題につながらないか。
- 交通に支障はでないか。
- 車両の進入規制や誘導員の配置等、安全が確保されているか。

等

3 河川を利用したウォータースポーツイベント

目的：河川空間を利用したウォータースポーツイベントの実施により、地域の賑わいの創出を図る

河川を利用したい

利用が想定される制度・手続き等
・河川占用許可
・行事保険、ボランティア保険 など



！ 実現に向けたポイント

- 周辺等への十分な周知はできているか。
- 騒音等の問題につながらないか。
- 実施後、ゴミ等が残らないか。
- 危機管理体制はできているか。

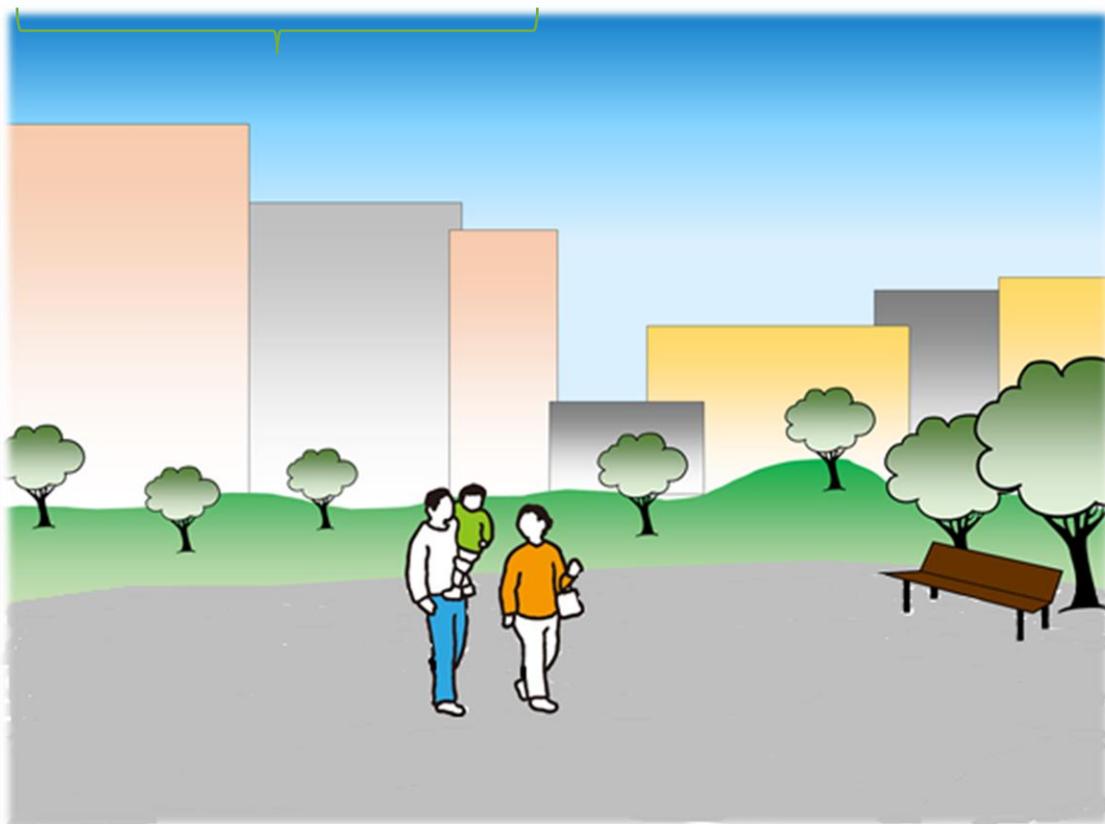
等

4 公共空間等を利用した子どもの遊び場づくり

目的：公共空間等の利用により、地域の子どもの遊び場や、
区民の憩いの場の創出を図る

公共空間を利用したい

利用が想定される制度・手続き等
・公開空地の一時占用に関する手続き
・区立広場の占用に関する手続き など



道路を利用したい

利用が想定される制度・手続き等
・道路占用許可
・道路使用許可
・行事保険、ボランティア保険 など

！ 実現に向けたポイント

- 周辺等への十分な周知はできているか。
- 騒音等の問題につながらないか。
- 交通に支障はでないか。
- 危機管理体制はできているか。

等

5 広場を利用した屋外オフィスづくり

目的：広場などのパブリック空間を利用した屋外オフィスを設置することにより、広場利用者の利便性の向上を図る



公共空間を利用したい

利用が想定される制度・手続き等
・公開空地の一時占用に関する手続き
・区立広場の使用に関する手続き など

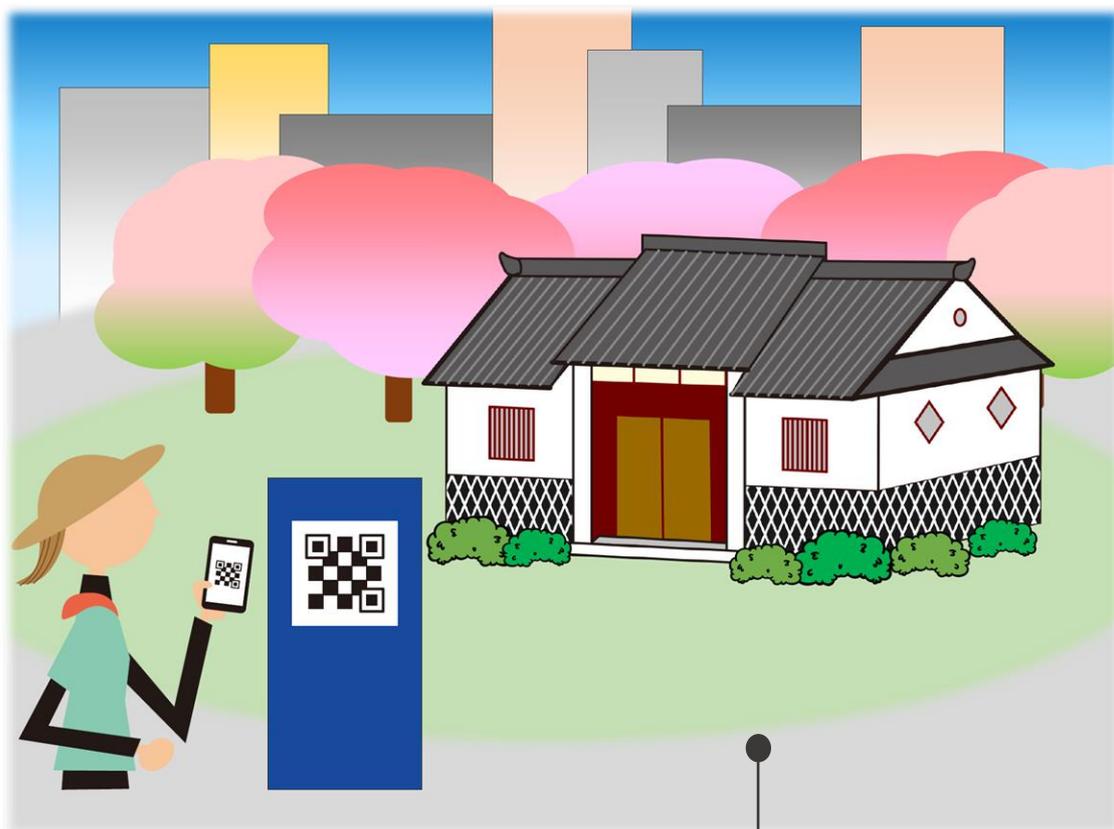
！ 実現に向けたポイント

- 周辺等への十分な周知はできているか。
- 荒天時の運営体制はできているか。
- 歩行者動線は十分に確保されているか。

等

6 歩きながら楽しめる歴史文化資源

目的：地域の歴史文化資源を身近に楽しめるようにすることで、地域の歴史文化資源の活用や周知を図る



道路を利用したい

利用が想定される制度・手続き等
・道路占用許可
・道路使用許可 など

！ 実現に向けたポイント

- 周辺等への十分な周知はできているか。
- 設置物等の管理体制はできているか。
- 歩行者動線は十分に確保されているか。

等

第4章

エリアマネジメント活動で利用できる制度等

- 本章では、第1章で示した千代田区におけるエリアマネジメント活動において利用できる制度等について紹介します。
- ここで示す制度等は、制度利用にあたり、実施主体の組織や活動地域についての位置づけ等の指定がないものについて掲載しています。一方、制度利用に当たって組織や活動地域等に一定の要件がある制度等については、資料編に掲載しています。

※本ガイドライン（本編・資料編）に掲載している制度等は、エリアマネジメント活動で使用される代表的なものであり、すべての制度等を網羅していないことについてはご注意ください。

▼ 活動場所に関する制度等

類別	制度名	参照ページ
1 道路	(1) 道路占用許可	36
	(2) 道路使用許可	38
2 公園	公園占用許可	40
3 河川	河川敷地占用許可	42
4 有効空地	特定街区における有効空地の活用	44
5 広場	千代田区立広場の設置及び管理に関する要綱	46
6 公開空地	公開空地の一時占用（総合設計制度）	48

▼ 活動内容によって必要となる手続き等

類別	制度名	参照ページ
7 飲食	食品営業許可	50
8 防火	(1) 禁止行為の解除承認申請	52
	(2) 消防活動に支障を及ぼすおそれのある行為の届出書	54
	(3) 火災予防上必要な業務に関する計画届出	56
9 保険	各種保険等	58
10 文化	ヘブンアーティスト事業	60

▼ 継続的に活動をしていくための制度等

類別	制度名	参照ページ
11 商工	クラウドファンディング	62

「使用」と「占用」

道路・河川・公園などでの活動の際に必要な占有許可申請と使用許可申請。この「使用」と「占有」、名前は似ていますが、具体的に何が違うか聞かれたら答えられますか。道路・河川・公園など、根拠となる法令等が異なることから、それぞれにおける「使用」「占有」の意味も異なりますが、ここでは「使用」と「占有」について概括的に説明します。

使用とは、その言葉通り「**使うこと**」です。道路・河川・公園などの本来の目的に沿った行為をする「一般（自由）使用」、または管理者から特別な許可を受けて使用する「特別使用」があります。一般（自由）使用は、例えば道路では個人での歩行や自動車での走行といった交通、公園なら散策や休憩などの行為で、これらには許可はいりません。特別使用は、イベント等で排他独占的に使う場合等があたります。

占有とは、「**公共の敷地を工作物や建築で継続的に使用すること**」で、一定の施設を設けて継続して使用する権利を設定することから「特別使用」に該当します。占有する場合は必ず管理者の許可が必要となります。「継続的」というのは1回の使用が長時間継続する必要はなく、1回の時間は短くても反復性、固定性があれば「継続的」に該当します。

エリアマネジメント活動の実施内容等によって、使用許可申請となるのか、占有許可申請となるのか異なりますので、上記を意識しながら、計画段階から管理者に相談していくことが重要となります。

公共の敷地の根拠

P34 に示しているとおり、エリアマネジメント活動の実施場所の候補地となる公共の敷地には、様々な区分があります。一定のスペースがあり公共に開かれているという共通項があり、場所として見る分には違いは分からないかもしれませんが、それぞれ根拠とする法律等が異なるとともに、その目的や例外規定等も異なっています。

これらを正しく理解し、その場所を管理する側の考えも理解できるようになることで、管理者等との調整がスムーズになるとともに、その場所を使うためにはどのようなエリアマネジメント活動としなければならないのかが見えてきます。

類別	根拠法令等	定義等
道路	道路法	一般交通の用に供する道
	道路交通法	(目的) 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資する
公園 (都市公園)	都市公園法	公園または緑地で、その設置者である地方公共団体又は国が当該公園又は緑地に設ける公園施設を含むもの
児童遊園	児童福祉法	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設
河川	河川法	(目的) 洪水、津波、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もって公用の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進する。
有効空地	東京都特定街区 運用基準	当該地区の環境整備に有効で公衆の使用に供する空地で、指定基準に適合するもの
広場	千代田区立広場の 設置及び管理 に関する要綱	区民等の憩いの場
公開空地	東京都総合設計 許可要綱	計画建築物の敷地内の空地又は開放空間のうち、日常一般に公開される部分で、公開空地の規模・形状の基準に適合する带状または一段の形態をなすもの

1 活動場所に関する制度等

1 道路 (1) 道路占用許可

概要

道路は本来、一般交通のために利用するものと定められていますが、道路本来の機能を阻害しない範囲において、道路管理者の許可を得ることで、道路の特別使用が認められます。

道路に一定の工作物等を設け、道路を継続して使用することを「道路の占用」といい、道路管理者の許可を受ける必要があります。

そのため、道路上でイベントを実施する場合についても、道路占用の許可が必要となります。

イベント等での道路占用においては、地域の活性化や都市における賑わい創出等の観点から公的価値がある（地域が共有する QOL の向上につながる）必要があります。

- 占用期間：一般占用は 5 年以内
- 占用料：千代田区道路占用料等徴収条例で定められた額
(都道などの場合、関係部署にお問い合わせください)

※詳しくは、区のホームページをご確認ください。

(URL:<https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/machizukuri/kotsu/shuyodoro/dorosenyo.html>)

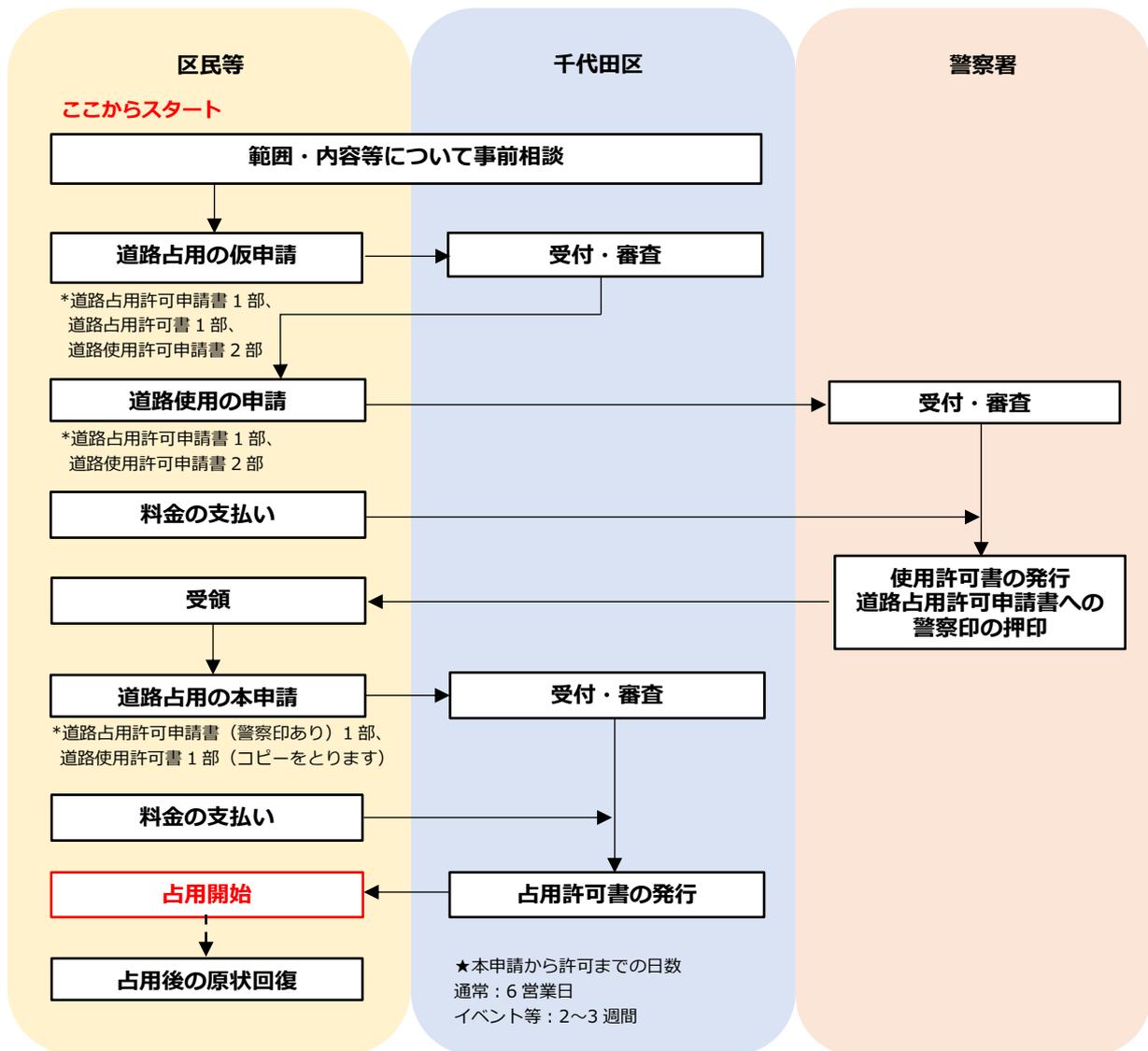
要件

占用目的	○地域の活性化や都市における賑わいの創出等の観点から地方公共団体及び地域住民が一体となって取り組むものであること
占用主体	○地方公共団体 ○地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会など ○地方公共団体が支援する路上イベント※の実施主体 ※地方公共団体が支援する理由及び内容並びに当該路上イベントに係る占用の許可に関する意見を占用許可申請書に付しているもの
占用場所	○道路の構造又は道路交通に著しい支障を及ぼさない場所であること ○歩道上に路上イベントに伴う占用物件を設置する場合には、原則として、十分な歩行空間（交通量が多い場所にあつては 3.5m 以上、その他の場所にあつては 2.0m 以上）を確保すること
占用物件の構造	○道路の構造に支障を及ぼさないものであり、かつ、周辺の景観、美観等を妨げるものでないこと

留意事項等

- 道路占用に際しては、警察への意見照会及び道路使用許可申請が必要となります（P38 参照）。
- イベント等の場合、地域の活性化や都市における賑わい創出等の観点から地方公共団体及び地域住民が一体となって取り組む事業である必要があるため、企画の段階から必ずご相談ください。道路で実施できないものもあります。

制度活用の手続き



※上記の手続きは区道に適用しますが、都道、国道などの場合、関係部署にお問い合わせください。

必要書類

- 道路占用許可申請書及び添付書類（イベントの目的等の概要、案内図、平面図、断面図、緊急連絡体制図、周知方法書）
- 道路使用許可申請書及び添付書類（道路占用許可書と同じもの）※警察への申請書類

問合せ

【道路占用の手続きに関すること】

【区道】

千代田区 環境まちづくり部 環境まちづくり総務課 占用係

☎ 03-5211-4235 ✉ machizukurisoumu@city.chiyoda.lg.jp

【都道】

東京都建設局 道路管理部 監察指導課 占用指導担当

☎ 03-5320-5286 ✉ S000405@section.metro.tokyo.jp

東京都建設局 第一建設事務所 管理課 占用担当

☎ 03-3542-1474 ✉ S0200188@section.metro.tokyo.jp

1 活動場所に関する制度等

1 道路 (2) 道路使用許可

概要

道路は本来人や車が通行する目的で作られています。その目的以外で道路の空間を使用することを「道路の使用」といい、交通管理者の許可を受ける必要があります。

路上で行うイベントについても、道路占用許可とともに、道路使用許可が必要となります。

イベント等での道路使用においては、地域の活性化や都市における賑わい創出等の観点から公的価値がある（地域が共有する QOL の向上につながる）必要があります。

- 使用期間：工作物の場合、10 年以内
イベント等の場合、場所によって異なる（近くの警察署に確認してください）
- 使用料：警視庁関係手数料条例で定められた額

※詳しくは、警視庁のサイトをご確認ください。

(URL:https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/tetsuzuki/kotsu/application/shiyo_kyoka.html)

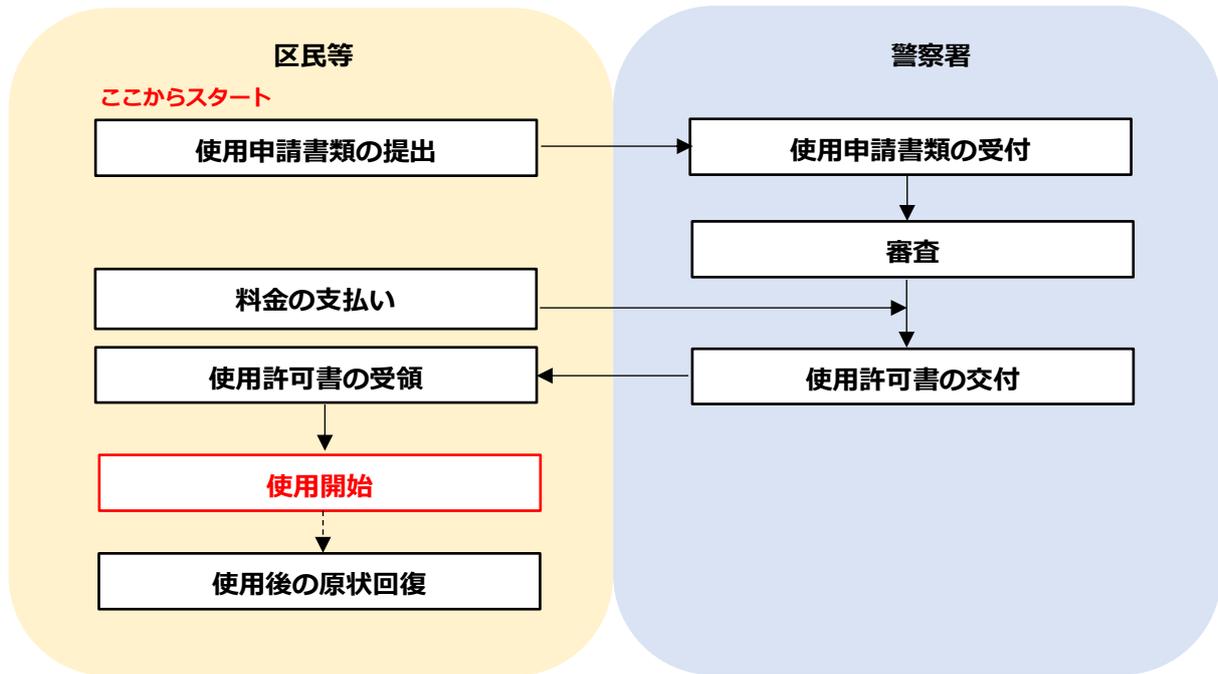
対象行為

1号許可	道路において、工事または作業をしようとする行為
2号許可	道路に石碑、広告板、アーチ等の工作物を設けようとする行為
3号許可	場所を移動しないで、道路に露店、屋台等を出そうとする行為
4号許可	道路において祭礼行事、ロケーション等をしようとする行為

留意事項等

- 道路使用に際して、道路上に工作物等を設置する場合は道路管理者への道路占用許可申請も必要となります（P36 参照）。
- イベント等の場合、定期的実施しているかどうかを問わず、企画の段階等から余裕をもってご相談ください。

制度活用の手続き



※上記の手続きは区道に適用しますが、都道、国道などの場合、関係部署にお問い合わせください。

必要書類

- 道路使用許可申請書及び添付書類（案内図、道路使用の方法又は形態等を補足するために公安委員会が必要と認めて定めた書類等）

※道路占用許可申請がある場合、道路使用許可書に区の押印が必要となります（千代田区の場合）。

問合せ

各地域の警察署

【麴町警察署】 ☎ 03-3234-0110

【万世橋警察署】 ☎ 03-3257-0110

【神田警察署】 ☎ 03-3295-0110

【丸の内警察署】 ☎ 03-3213-0110

1 活動場所に関する制度等

2 公園 公園占用許可

概要

公園は本来誰もが自由に利用できる、散策できる市民の憩いの場ですが、公衆の利用に著しい支障を及ぼさず、必要やむを得ないと認められる、公共性の高いものについては管理者の許可を得ることで使用が認められます。

公園に公園施設以外の工作物等を設け、公園を継続して使用することを「公園の占用」といい、許可を受ける必要があります。

そのため、公園においてイベント等を開催する場合においても、公園占用の許可が必要となります。

イベント等での公園占用においても、公的価値がある（地域が共有する QOL の向上につながる）必要があります。

- 占用期間：10 年以内（工作物の場合）
- 占用料：千代田区都市公園条例で定められた額
（都立公園の場合、関係部署にお問合せください）

※詳しくは、区のホームページをご確認ください。

(URL: <https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/machizukuri/koen/shiyo.html>)

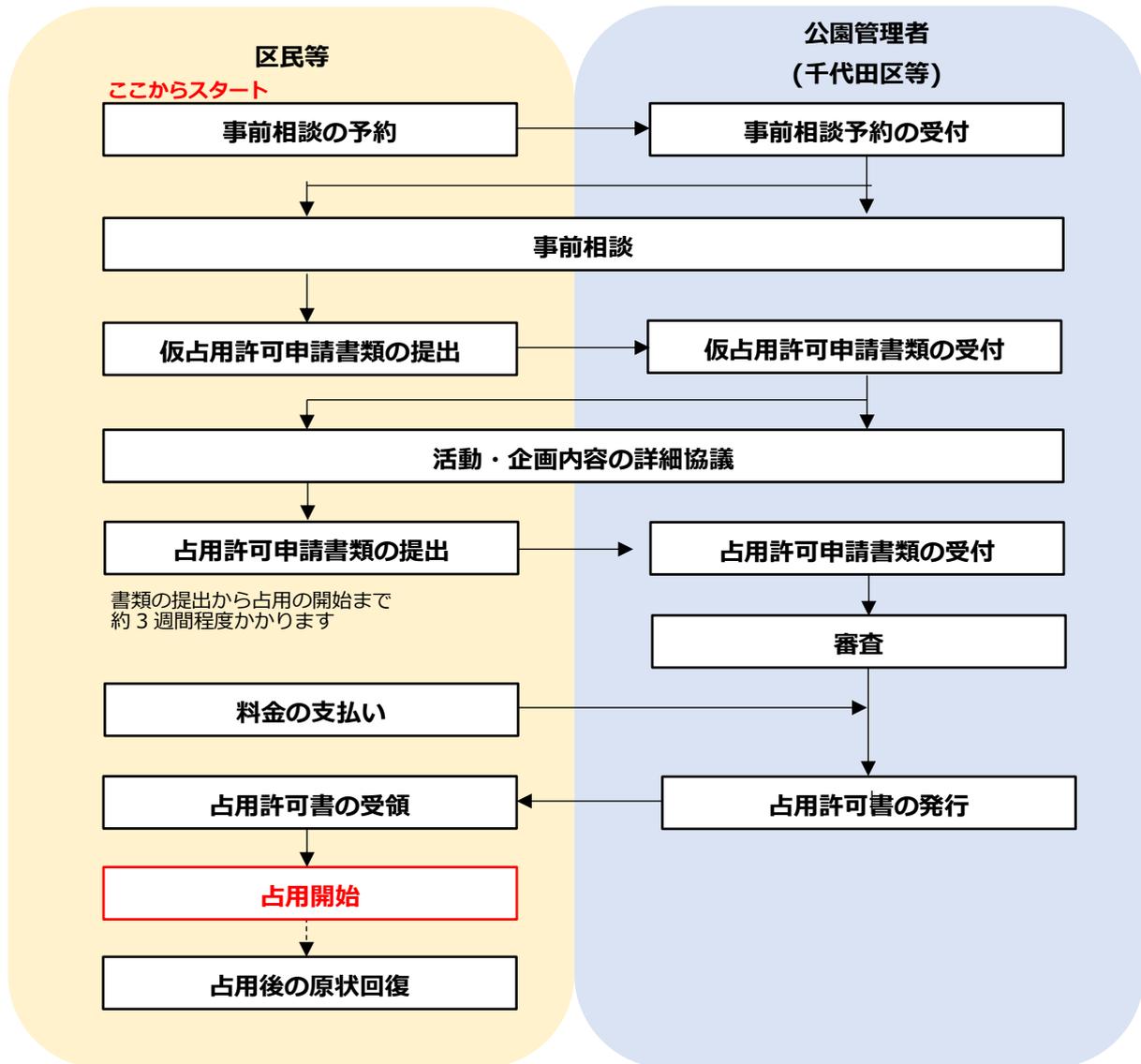
許可が出来ない行為

- ① 営業活動（販売行為やそれらに付属する行為等）
- ② 他の利用者の妨げになる行為（公園内からの排除、承諾のない状態での利用者の撮影等）
- ③ 凶器・危険物等の持ち込み、火の使用
- ④ 機材の搬出入、車の乗り入れ等
- ⑤ デモ活動（保安上の問題や地域住民への影響があるため）

留意事項等

- 公園を占用し、イベントを開催しようとする際は、必ず事前相談をしてください。公園で実施できないものもあります。

制度活用の手続き



※上記の手続きは区立公園に適用しますが、都立公園の場合、関係部署にお問合せください。

必要書類

- 占用許可申請書及び添付書類（案内図、配置図、企画書、緊急連絡体制図等）

問合せ

【公園占用等の手続きに関すること】

【区立公園】

千代田区 環境まちづくり部 環境まちづくり総務課 占用係

☎ 03-5211-4235 ✉ machizukurisoumu@city.chiyoda.lg.jp

3 河川 河川敷地占用許可

概要

河川は本来、他者の使用を妨げない範囲において一般公衆の自由な使用に供されているものですが、自由使用の範囲を超え河川敷地に工作物を設ける等、河川敷地を排他的かつ継続的に使用することを「河川敷地の占用」といい、許可が必要となります。

そのため、河川敷地でイベント等を開催する場合においても、自由使用への影響や工作物の設置がある場合には管理者の確認及び適切な手続きが必要となります。

河川敷地は公共用物とされていることから、イベント等での河川敷地の使用においては、治水上又は利水上その他の河川管理上の支障がないことと、河川の多様な利用の促進、交流や賑わいの創出、魅力的な河川空間の創造を目的としている必要があります。

- 占用期間：イベントの場合は、短期間
工作物等の場合は、10年以内
※申請書は、区のホームページからダウンロードできます。
(URL: <https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/machizukuri/kotsu/kasen/senyo.html>)

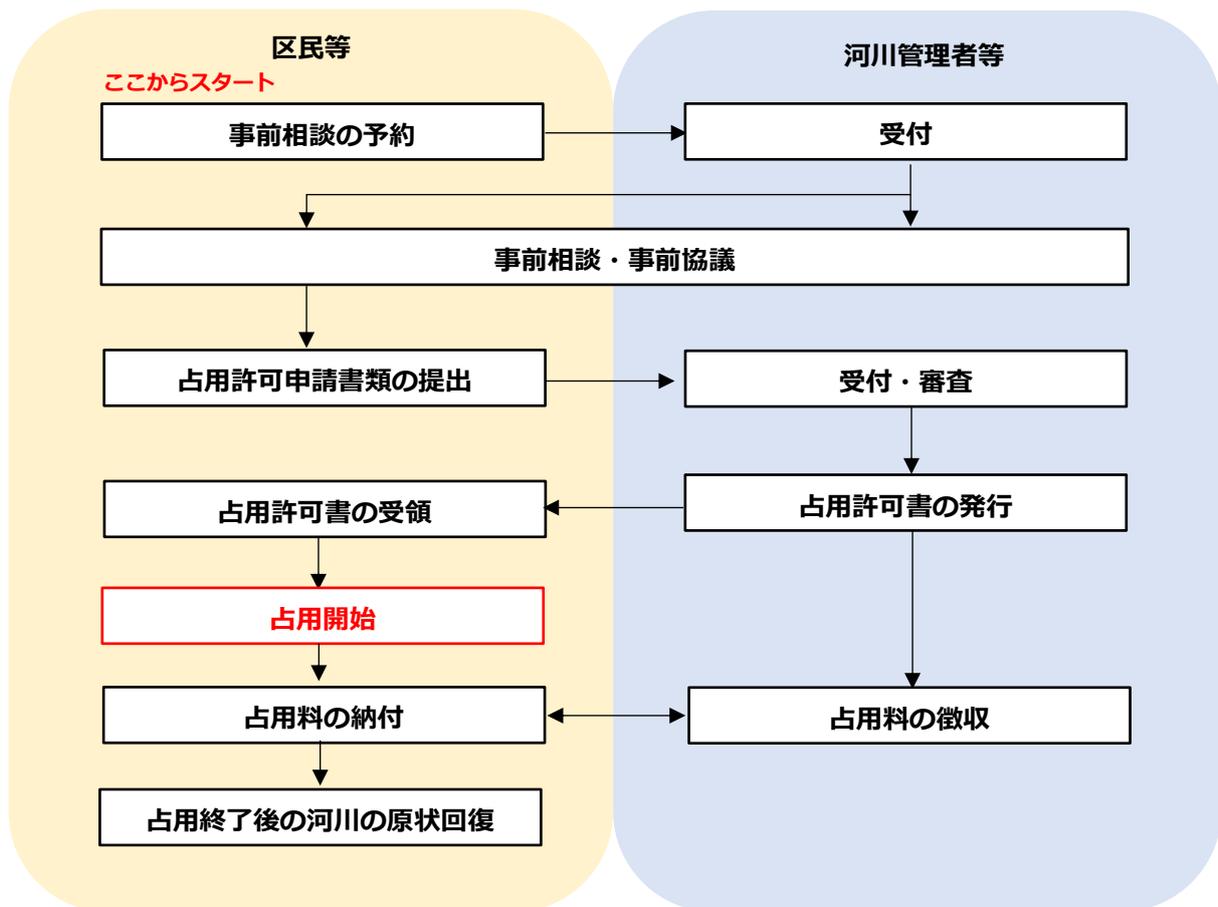
対象

河川敷地の占用許可を受けることができる施設は、河川敷地占用許可準則第七及び十五に掲載されているものとなります。

留意事項等

- 千代田区内の河川敷地は幅員が狭く、また、道路等から河川へ自由に入出りできる形態ではないため、一般の通行を妨げない使用に限られます。
- イベントの使用について、独占的な利用を認めるものではありません。他の利用者とゆずり合い、皆が楽しく河川区域内の土地を利用できるようにご協力ください。
- 内容により、河川管理者（東京都）への協議が必要な場合があります。

制度活用の手続き



必要書類

- 河川占用許可申請書、案内図、平面図、断面図、その他（設置物の性質に応じて確認資料を追加でお願いすることがありますので、申請前にご連絡をください。）

問合せ

【河川占用等についての手続き（神田川、日本橋川（区内）】

千代田区 環境まちづくり部 環境まちづくり総務課 占用係

☎ 03-5211-4235 ✉ machizukurisoumu@city.chiyoda.lg.jp

4 有効空地 特定街区における有効空地の活用

概要

有効空地とは、街区内の空地（公園、緑地…日常一般に開放された部分など（参考：東京都特定街区運用基準）をいいます。

一定の条件を満たす場合、有効空地を活用し、イベントなどを開催することができます。

また、イベントの内容については、地域の活性化や都市における賑わい創出等の観点から公的価値がある（地域が共有する QOL の向上につながる）必要があります。

- 活用期間：一回の行為について、90 日以内
同一街区において、年間 2 回以上活用行為が行われる場合は、全行為の延べ日数が年間 180 日以内
- 活用面積：原則として当該街区の有効空地実面積の 25%以内

※千代田区では、東京都特定街区運用基準を準用しています。（参考 URL：https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/seisaku/new_ctiy/katsuyo_hoshin/koudo_unyo-kijun_1904.html）

対象行為

- ① 地域の活性化に寄与する行為
- ② 公衆の文化活動又はレクリエーション活動の向上に寄与する行為
- ③ 東京のしゃれた街並みづくり推進条例第 39 条に規定するまちづくり団体による地域まちづくり活動
- ④ その他の公共公益に資する行為

➤ 千代田区における特定街区

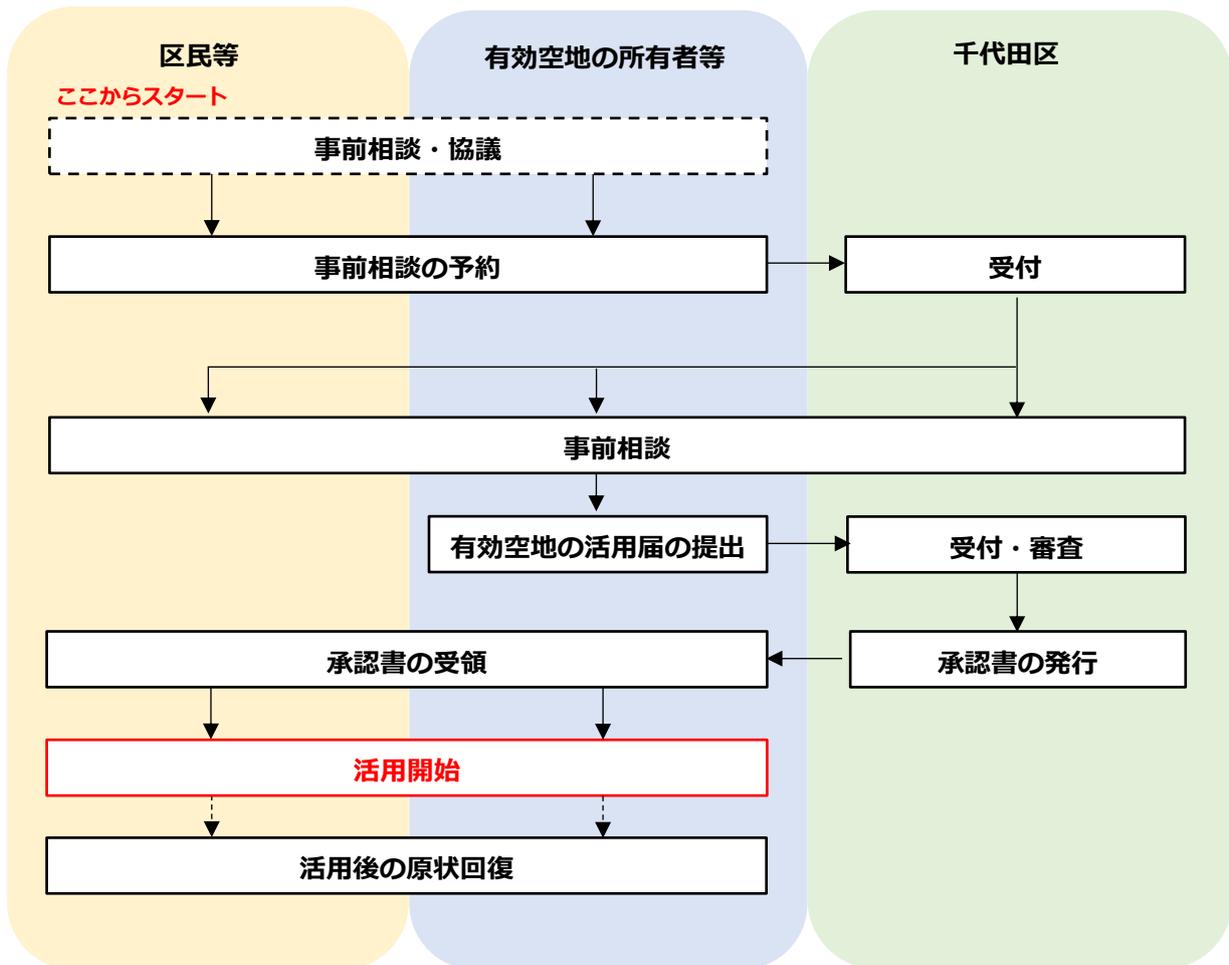
	街区名	所在地
①	飯田橋一丁目（ホテル・グランドパレス）（解体中）	千代田区飯田橋一丁目
② [※]	紀尾井町（ホテルニューオータニ）	千代田区紀尾井町
③ [※]	内幸町二丁目（日比谷シティー）	千代田区内幸町二丁目
④	有楽町一丁目（第一生命、農林中央金庫共同ビル）	千代田区有楽町一丁目
⑤	新幸橋（第一ホテル、東電）	千代田区内幸町一丁目
⑥	平河町二丁目（都道府県会館）	千代田区平河町二丁目
⑦ [※]	丸の内二丁目（丸の内ビルディング、三菱商事別館）	千代田区丸の内二丁目
⑧ [※]	丸の内一丁目（日本工業倶楽部会館）	千代田区丸の内一丁目
⑨ [※]	丸の内二丁目（その 2）（明治生命館他）	千代田区丸の内二丁目
⑩	丸の内一丁目（その 2）（新丸の内ビルディング）	千代田区丸の内一丁目
⑪ [※]	内幸町一丁目北	千代田区内幸町一丁目

※東京都決定

留意事項等

- 特定街区の有効空地は所有者、管理者がいますので、活用できるか事前に確認が必要です。（有効空地の活用届は有効空地の所有者等が申請します。）
- 有効空地を活用しようとする際は、必ず事前相談をしてください。有効空地で実施できないものもあります。

制度活用の手続き



※上記の手続きは千代田区決定の特定街区に適用しますが、東京都決定の特定街区の場合、下記へお問い合わせください。

問合せ（有効空地の活用に関すること）

【区域面積が1万平方メートル以下の建築物の有効空地】

千代田区 環境まちづくり部 景観・都市計画課 都市計画係

☎ 03-5211-3612 ✉ keikan-toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp

5 広場 千代田区立広場の設置及び管理に関する要綱

概要

一定の条件の下、広場の用途または目的を妨げない限度でイベント等のために使用することができます。

区立広場は区民等の憩いのために設置されており、利用者の制限を設けていないことから、イベントの内容については、公的価値がある（地域が共有する QOL の向上につながる）必要があります。

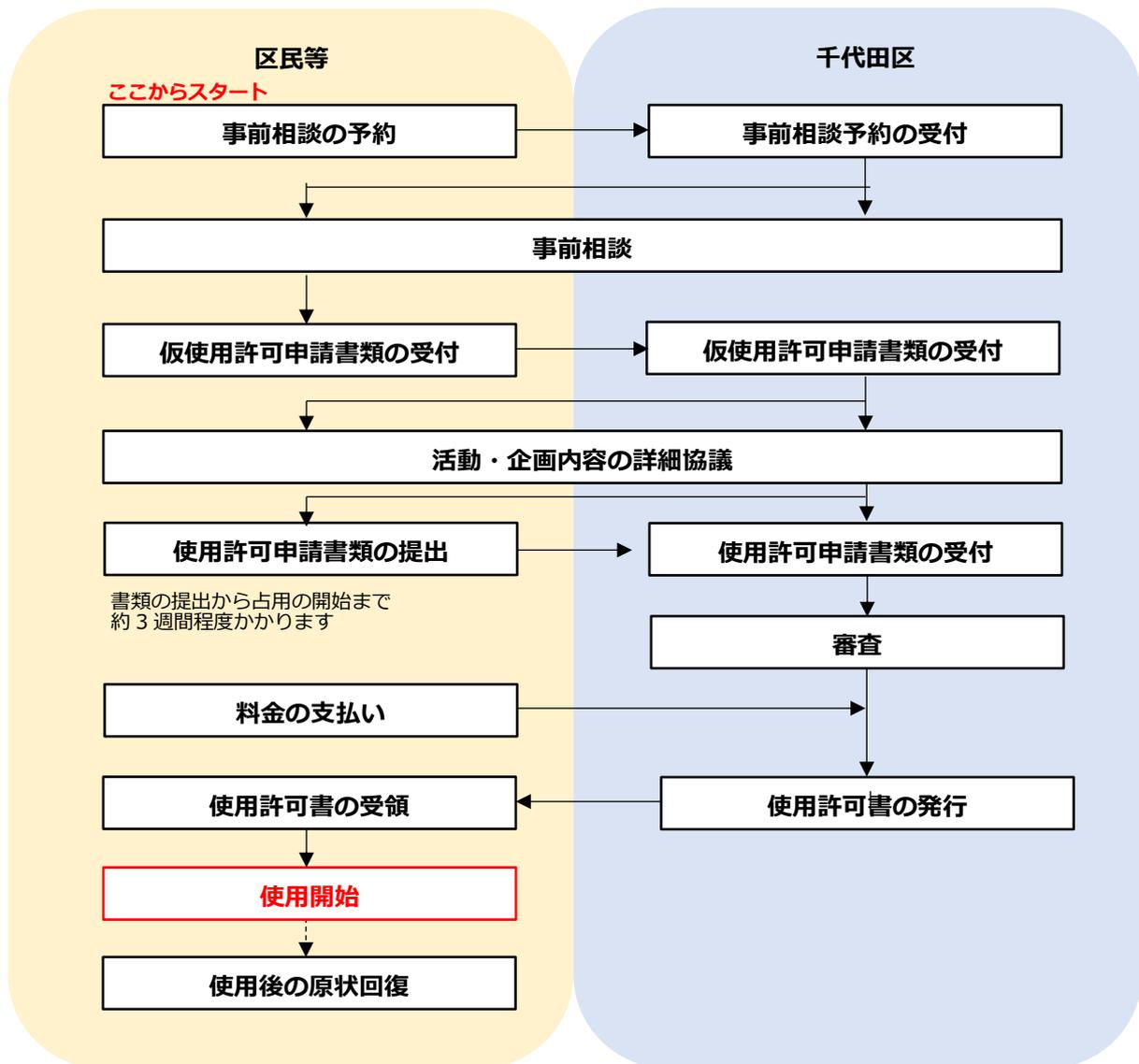
➤ 区立広場一覧

名称	所在地
麴町こどもの広場	千代田区麴町六丁目 2 番地先
昌平橋東橋詰広場	千代田区外神田一丁目 1 番 1 号
昌平橋西橋詰広場	千代田区外神田二丁目 1 番 17 号
四ッ谷駅前広場	千代田区麴町六丁目 6 番地先
内幸町広場	千代田区内幸町一丁目 5 番 1 号
小川広場	千代田区神田小川町三丁目 6 番地
西神田けやきの広場	千代田区西神田三丁目 36 番地
隼町広場	千代田区隼町 1 番
岩本町馬の水飲広場	千代田区岩本町三丁目 10 番先
西神田百樹の広場	千代田区西神田三丁目 39 番 2

留意事項等

- 広場を占用し、イベントを開催しようとする際は、必ず事前相談をしてください。広場で実施できないものもあります。
- 月 5 回以上イベント等を開催する場合、内容等により興行場法の適用対象となる場合があります。（問合せ：千代田保健所生活衛生課環境衛生係 ☎03-5211-8166）

制度活用の手続き



必要書類

- 使用許可申請書及び添付書類（案内図、配置図、企画書、緊急連絡体制図等）

問合せ

【広場使用の手続きについて】

千代田区 環境まちづくり部 環境まちづくり総務課 占用係

☎ 03-5211-4235 ✉ machizukurisoumu@city.chiyoda.lg.jp

6 公開空地 公開空地の一時占用(総合設計制度)

概要

建築基準法に基づく総合設計制度で設置された公開空地は、一定の条件を満たす場合に、一時占用しイベントなどを開催することができます。

公開空地は、歩行者が日常自由に通行または利用できる空地のため、イベントの内容については、地域の活性化や都市における賑わい創出等の観点から公的価値がある（地域が共有する QOL の向上につながる）必要があります。

- 占用期間：1 回の行為について、90 日以内
同一敷地において、年間 2 回以上占用する場合は、全行為の延べ日数が 180 日以内（対象行為②に該当する行為は上記占用期間を適用しない（都））
- 占用面積：当該敷地の公開空地の 50%以内（区）
当該敷地の公開空地の 25%以内（都）

※詳しくは、区のホームページをご確認ください。

(URL: <https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/machizukuri/kenchiku/kyoninka/sogosekke.html>)

対象行為

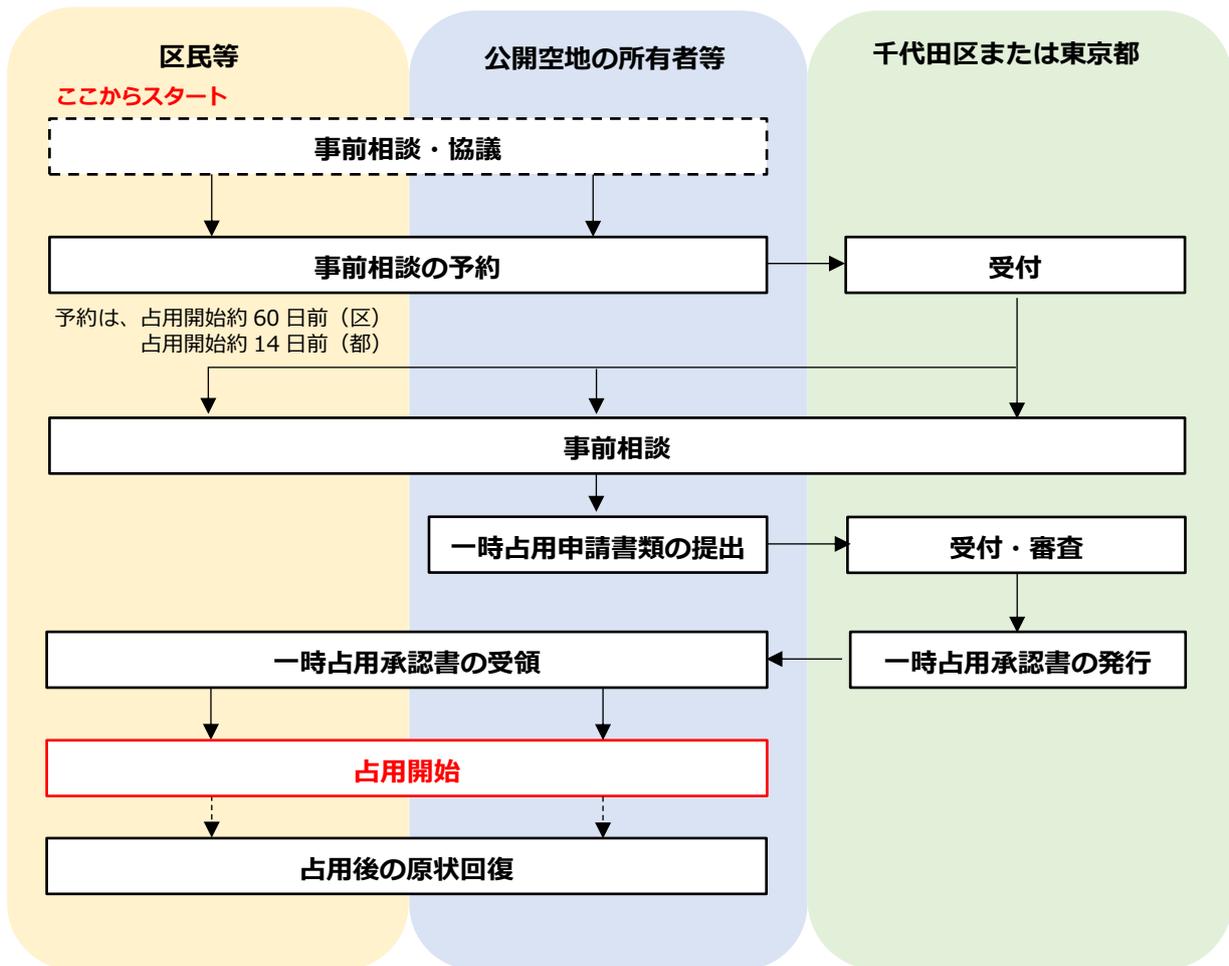
- ① 地域の活性化に寄与する行為（例：町会の催し等）
- ② 許可を受けた建築物及びその敷地内にある工作物に係る建設行為又は管理行為（例：マンションの改修工事に伴う仮囲い設置等）
- ③ その他の公共公益に資する行為（例：区等が開催する交通安全イベント、清掃イベント及び献血車の駐車等）

※例についてはすべて認められるものではありません。個別相談が必要です。

留意事項等

- 総合設計の公開空地は所有者、管理者がいますので、占用できるか事前に確認が必要です。（公開空地の一時占用申請書は公開空地の所有者等が申請します。）
- キッチンカーの駐車等、営利目的で行うものは一時占用の対象行為となりません。（東京都のしゃれた街並みづくり推進条例（平成 15 年東京都条例第 30 号）第 39 条に基づき登録されたまちづくり団体による地域まちづくり活動を除く）
- 公開空地の一時占用をする場合は、公開空地の利用を著しく妨げることのないよう十分に配慮した計画としてください。
- 月 5 回以上イベント等を開催する場合、内容等により興行場法の適用対象となる場合があります。（問合せ：千代田保健所生活衛生課環境衛生係 ☎03-5211-8166）

制度活用の手続き



必要書類

- 公開空地の一時占用申請書（区：様式 8、都：様式 6）

問合せ

【延べ面積が 1 万平方メートル未満の建築物の公開空地】

千代田区 環境まちづくり部 建築指導課 建築審査係

☎ 03-5211-4308 ✉ machizukurisoumu@city.chiyoda.lg.jp

【延べ面積が 1 万平方メートル超の建築物の公開空地】

東京都都市整備局 市街地建築部 建築指導課 建築計画担当

☎ 03-5388-3374 ✉ S000166@section.metro.tokyo.jp

7 飲食 食品営業許可

概要

飲食店を営業したり、食品を製造・販売する場合は、食品衛生法に基づき、保健所長の許可を受けたり、届出を行う必要があります。

営業に必要な許可・届出は、取り扱う食品の提供方法、種類により異なります。また、営業許可を得るには、東京都知事が定めた施設基準に適合した施設をつくる必要があります。

また、東京都では、飲食店等で未処理のふぐを取り扱う場合、東京都ふぐの取り扱い規制条例による認証が必要です。

※詳しくは、区のホームページをご確認ください。

(URL: <https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kurashi/shokuhin/tetsuzuki/egyokyoka.html>)

対象

- ・許可 = 食品衛生法施行令第 35 条に規定される 32 業種(許可営業)に該当する食品等事業者
- ・届出 = 上記及び届出対象外営業に該当しない全ての食品等事業者(食品の製造・加工・調理・販売等)
- ・臨時出店届 = 公共的な目的をもつイベントで食品を調理・販売する方

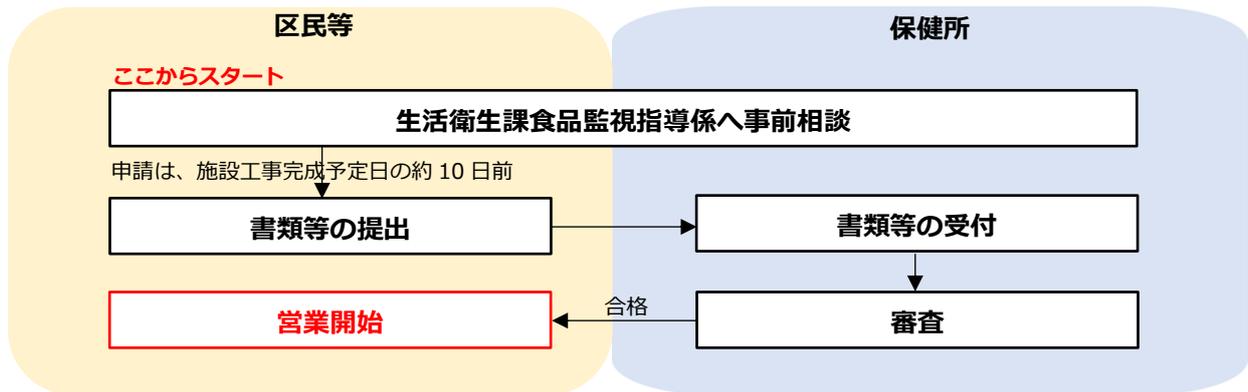
営業の種別		
許可	届出	届出対象外
食品衛生法施行令第 35 条に規定される 32 業種 飲食店営業 食肉販売業 菓子製造業 アイスクリーム類製造業 食肉製品製造業 豆腐製造業 そうざい製造業 冷凍食品製造業 等	<p style="text-align: center;">許可営業</p> <p style="text-align: center;">及び</p> <p style="text-align: center;">届出対象外営業</p> <p style="text-align: center;">に該当しない事業者は、 管轄の保健所に営業届出 をする必要があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆食品又は添加物の輸入業 ◆食品又は添加物の貯蔵又は運搬のみをする営業(ただし、冷凍・冷蔵業は除く。) ◆常温で長期間保存しても腐敗、変敗その他の品質の劣化による食品衛生の危害の発生のおそれがない包装食品や添加物の販売業 ◆合成樹脂以外の器具容器包装の製造業 ◆器具容器包装の輸入又は販売業

留意事項等

- 営業開始後は、HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理の基準を遵守し、施設の衛生管理、ねずみや昆虫対策、従業員の健康状態の把握に努めてください。
- 許可・届出内容に変更があったときや営業をやめたときには届出が必要です。
- 許可申請や営業届は、厚生労働省の食品衛生申請等システムを利用できます。システムを利用する場合でも、許可申請をされる場合は、事前相談をしていただき、申請手数料は保健所で納付してください。

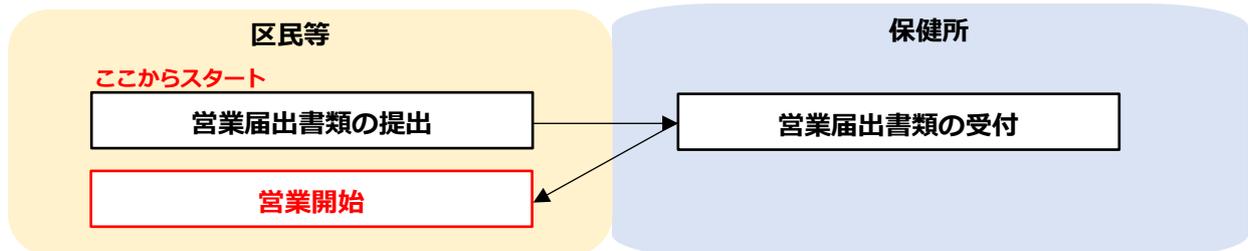
制度活用の手続き

➤ 営業許可



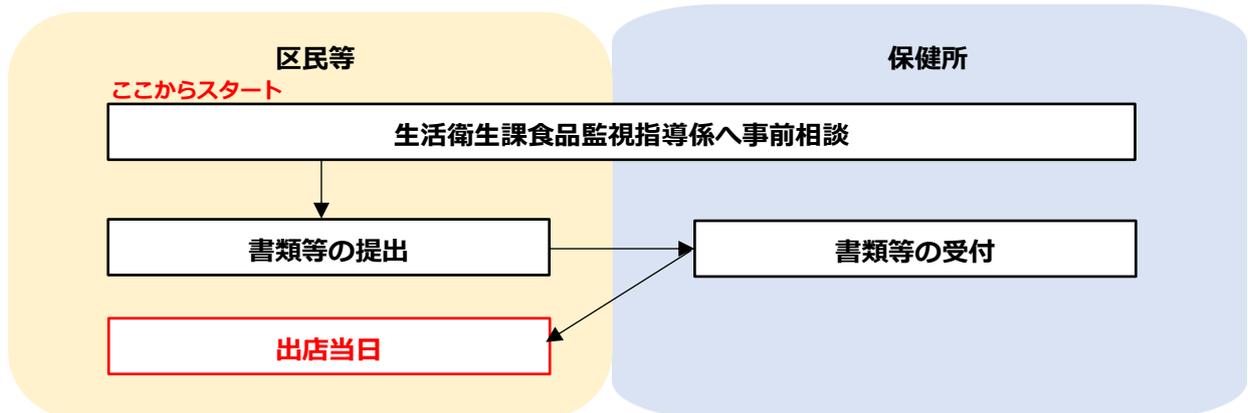
- 工事着工前に施設の設計図等を持参のうえ、千代田保健所に事前相談してください。
- 申請に必要な書類
営業許可申請書・営業届、施設の構造及び設備を示す図面、水質検査成績書、食品衛生責任者の資格を証明するもの、申請手数料など

➤ 営業届出



- 届出に必要な書類
営業許可申請書・営業届、食品衛生責任者の資格を証明するもの

➤ 臨時出店届出



- 取り扱うことができる食品や調理内容に制限があります。
- 出店期間は、原則として1年に5日以下です。
- 調理する場合は、要件にあった施設をつくる必要があります。

問合せ

千代田保健所 生活衛生課 食品監視指導係

☎ 03-5211-8168、8169 ✉ seikatsueisei@city.chiyoda.lg.jp

8 防火 (1) 禁止行為の解除承認申請

概要

東京消防庁では、火災予防条例第 23 条において、不特定多数の人が出入りする場所（「指定場所」）で行われる「喫煙」「裸火の使用」「危険物品の持込み」の行為を禁止行為として規制していますが、事前に申請を行い、消防署長が、消防総監が定める基準に適合していると認められた場合に限り、例外としてこれらの行為を必要最小限の範囲で行うことができます。

※詳しくは、東京消防庁のホームページをご確認ください。

(URL: https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/lfe/office_adv/kakisiyoukisei/kaijo.html)

指定場所

劇場、百貨店、屋内展示場、飲食店、スタジオ、ホテル、地下街、重要文化財、駐車場、高さ 100m 以上の建築物、駅舎、空港などです。

常設のものばかりでなく、体育館等を一時的に劇場として使用するなど、一時的に指定場所の用途とする場合にも、指定場所となります。

また、屋外に舞台や客席を設けて、コンサートやパブリックビューイングなどを行う場合も、劇場等として指定場所となります。

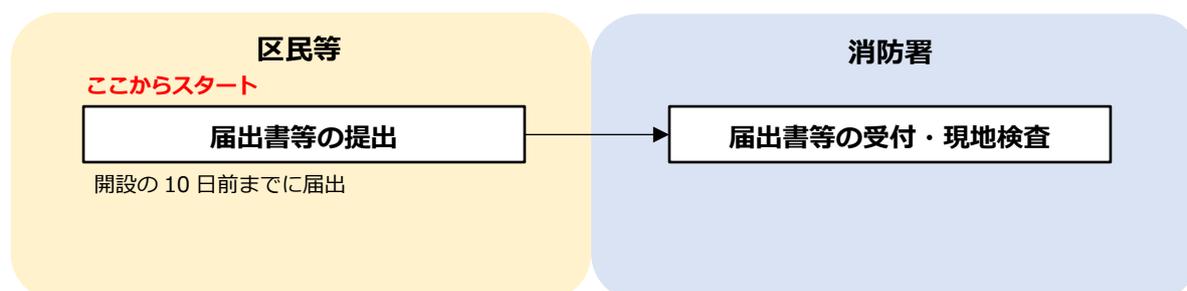
禁止している行為

- 喫煙：マッチ、ライター等で点火し喫煙する一連の行為
- 裸火の使用：炎、火花又は赤熱部を外部に露出した状態で使用する行為
- 危険物品の持込み：消防法で定める危険物、可燃性ガス、可燃性液体類・可燃性固体類、火薬類を持ち込む行為

留意事項等

- 主催者は、イベントを行う場所が指定場所にあたるか、または、行おうとする行為が禁止される行為となるか、事前に管轄の消防署にご相談ください。

制度活用の手続き



必要書類

➤ 禁止行為の解除承認申請書

※申請書の様式については、「東京消防庁ホームページ」参照
(右の二次元コードからアクセス可)



問合せ

各地域の消防署

【丸の内消防署】 ☎ 03-3215-0119 ✉ marunouti3@tfd.metro.tokyo.jp

【麴町消防署】 ☎ 03-3264-0119 ✉ koujimati@tfd.metro.tokyo.jp

【神田消防署】 ☎ 03-3257-0119 ✉ kanda3@tfd.metro.tokyo.jp

2 活動内容によって必要となる手続き等

8 防火

(2) 消防活動に支障を及ぼすおそれのある行為の届出書

概要

火災予防条例第 60 条に基づき、消防隊の通行その他消防活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事、露店等の開設や、祭礼、縁日、花火大会、展示会など多数の者の集合する催しにおいて火気使用器具等を使用する露店等の開設を行う者は、あらかじめその旨を消防署長に届け出なければなりません。

※詳しくは、東京消防庁のホームページをご確認ください。

(URL: <https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/hp-sidouka/shugokasaiyobo.html>)

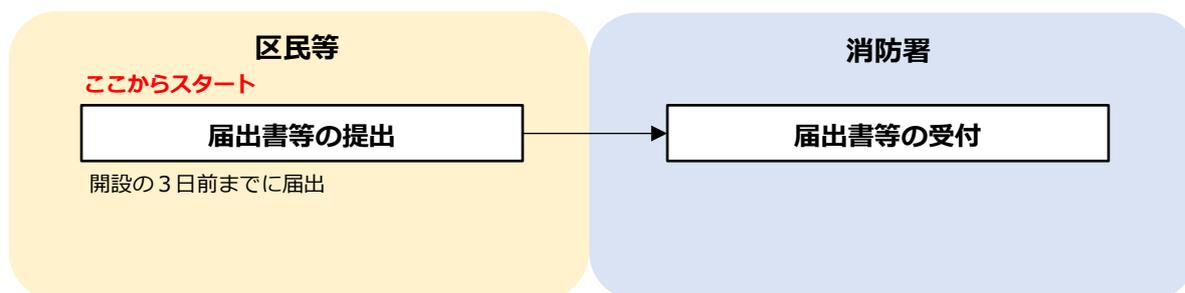
対象

消防隊の通行、その他消火活動に支障となる露店等の開設をするとき、火災と紛らわしい煙又は火災を発生するおそれがあるときや、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際しての火気使用器具等を使用する露店等の開設をするときは、当該行為を実施しようとする場所を管轄する消防署に消防活動に支障を及ぼすおそれのある行為の届出書が必要になります。

留意事項等

- 火気使用器具等を使用する露店等を開設する場合は、消火器を準備し、プロパンガスのボンベなどは、火気から 2 m 以上離して保管・設置し転倒しないように鎖や紐、ブロック等で必ず固定してください。

制度活用の手続き



必要書類

- 消防活動に支障を及ぼすおそれのある行為の届出書
- 工事区域、水道の断減水区間または出店の区域を明示した図面
- 火気使用器具設置場所及び消火器具設置場所を記した簡易図
(火気使用器具等を使用する露店等を開設する場合)

※届出書の様式については、「東京消防庁ホームページ」参照
(右の二次元コードからアクセス可)



問合せ

各地域の消防署

【丸の内消防署】 ☎ 03-3215-0119 ✉ marunouti3@tfd.metro.tokyo.jp

【麹町消防署】 ☎ 03-3264-0119 ✉ koujimati@tfd.metro.tokyo.jp

【神田消防署】 ☎ 03-3257-0119 ✉ kanda3@tfd.metro.tokyo.jp

8 防火

(3) 火災予防上必要な業務に関する計画の届出

概要

火災予防上必要な業務に関する計画届出は、火災予防条例第 55 条の 3 の 8 に基づき、火気使用器具等を使用する大規模な屋外催しにおいて、事前に防火担当者を定めて火災予防上必要な業務に関する計画を消防署長に提出するよう義務付けられた制度です。

※詳しくは、東京消防庁のホームページをご確認ください。

(URL: <https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/hp-sidouka/shugokasaiyobo.html>)

対象

- 一日あたり 10 万人以上の人出が予想され、かつ、主催する者が出店を認める露店等の数が 100 店舗を超えるもの
- 上記に準ずる規模であると消防署長が認めるもの

提出する計画の内容

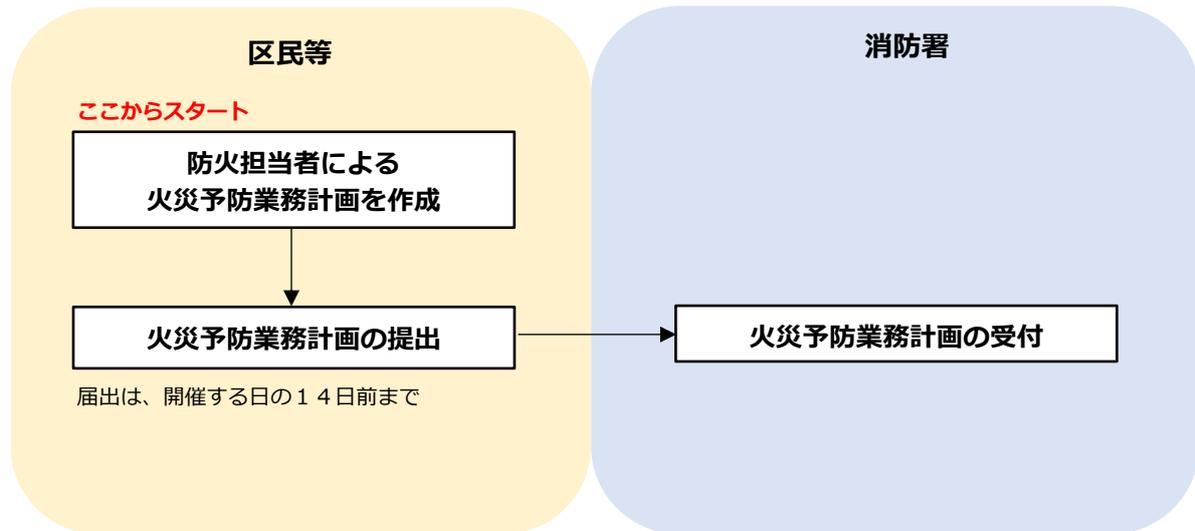
防火担当者は、以下の火災予防上必要な業務について定めた火災予防上必要な業務に関する計画を定める必要があります。

火災予防上必要な業務に関する計画の内容	
①	火災の予防に関する業務の実施体制の確保に関すること
②	火気使用器具等の使用及び危険物の取扱いの状況の把握に関すること
③	火気使用器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店等及び客席の火災予防上安全な配置に関すること
④	火気使用器具等に対する消火準備に関すること
⑤	火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること
⑥	消防活動に支障を及ぼすおそれのある行為に係る消防活動上必要な事項の把握に関すること
⑦	①～⑥のほか、火災予防上必要な業務に関すること

留意事項等

- 特定大規模催しの主催者は、事前に管轄の消防署までご相談ください。
- 特定大規模催しは「火災予防上対策が必要である催し」としてホームページ等で公表します。

制度活用の手続き



必要書類

- 火災予防上必要な業務に関する計画提出書
※申請様式については、「東京消防庁ホームページ」参照
(右の二次元コードからアクセス可)



問合せ

各地域の消防署

- | | | |
|----------|----------------|--|
| 【丸の内消防署】 | ☎ 03-3215-0119 | ✉ marunouti3@tfd.metro.tokyo.jp |
| 【麹町消防署】 | ☎ 03-3264-0119 | ✉ koujimati@tfd.metro.tokyo.jp |
| 【神田消防署】 | ☎ 03-3257-0119 | ✉ kanda3@tfd.metro.tokyo.jp |

9 保険 各種保険等

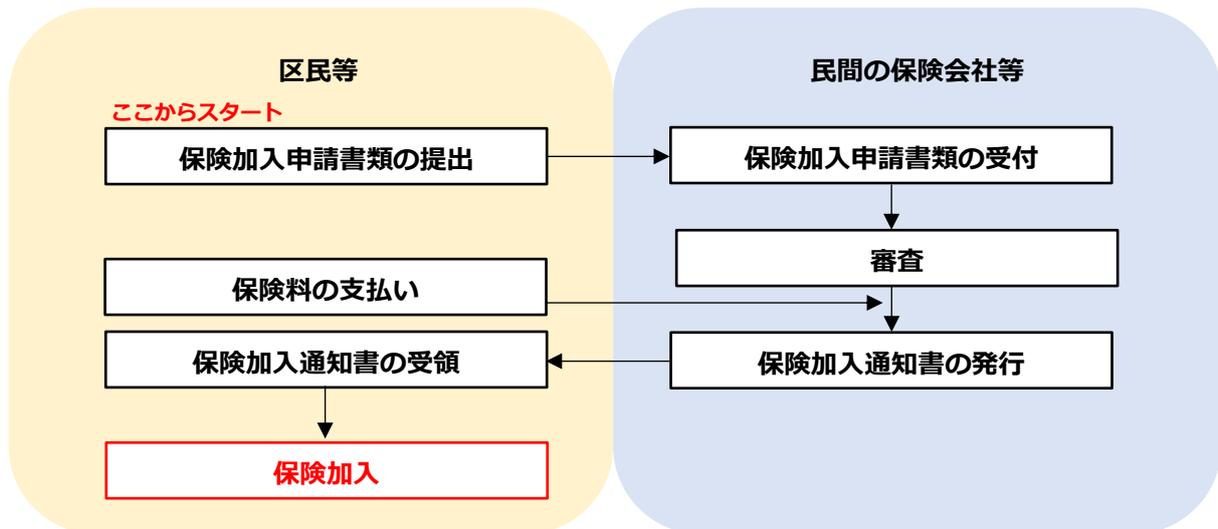
概要

イベント等の実施に際して起こる偶然な事故等による損害等に備えて、各種保険等に加入することが望ましいです。イベントや地域活動等の実施に際して起こる偶発的な事故等による損害等に備えて、民間の保険会社、組織等により、各種保険が用意されています。

➤ 主な保険の種類

保険の種類	保険の内容等
ボランティア保険	ボランティア活動のための代表的な保険であり、活動中のけが（傷害）や賠償責任を補償する保険
興行中止保険	イベントをやむを得ず中止した場合に、その準備にかかった費用や、中止のため臨時に支出した費用を補償する保険
施設賠償責任保険	自身が保有または管理する事業用の施設・建物の欠陥や不備によって他人にケガを負わせた場合など、支払う損害賠償額を補償する保険
傷害保険	イベント中に参加者がけがをしてしまったときに、その参加者に支払う治療費等を補償する保険
スポーツ安全保険	スポーツ活動、文化活動、レクリエーション活動、地域活動などを行うアマチュアの団体・グループを対象とした傷害保険等
スポーツ・文化法人責任保険	法人が社会教育活動を行う場合、その活動中に発生した事故により、損害賠償責任を負う可能性があり、そのような賠償事故に備える保険
レジャー・サービス施設費用保険	レジャー・サービス施設で発生したけがや食中毒による見舞金給付等の費用損害を補償する保険
文化財総合保険	国または地方公共団体の指定を受けた建造物および美術工芸品等を保険の目的として、すべての偶然な事故によって生じた損害を修復費ベースで補償する保険

制度活用の手続き



※必要書類や具体的手続きは、保険の種類等により異なります。

問合せ

各保険を取り扱う会社にお問い合わせください。

10 文化 ヘブンアーティスト事業

概要

東京都では、文化振興の一環として、公園等の公共の場所を音楽演奏やパフォーマンスを行う場所として開放しており、アーティストたちが互いに切磋琢磨し、創造し、表現する場を提供するとともに、都民や東京都を訪れる方が身近な所で文化に親しむ機会を提供しています。

ヘブンアーティストは、東京都が実施する専門家による審査に合格し、ライセンスを交付されたアーティストです。ライセンスを交付されたアーティストは、東京都が指定する都立公園や民間施設等の決められた場所（活動場所）^{※1}で、あらかじめ予約した日時に、音楽演奏やパフォーマンスを行うことができます。

※1 一般の路上などでの音楽演奏やパフォーマンスを認めるものではありません。

※詳しくは、東京都のホームページをご確認ください。

(URL: <https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/bunka/heavenartist/>)

対象団体

- ヘブンアーティストのライセンスを有する者

千代田区における対象地域

※2 各活動場所における活動可能日については、概ね前月 10 日以降にヘブンアーティストホームページにて確認することができます。

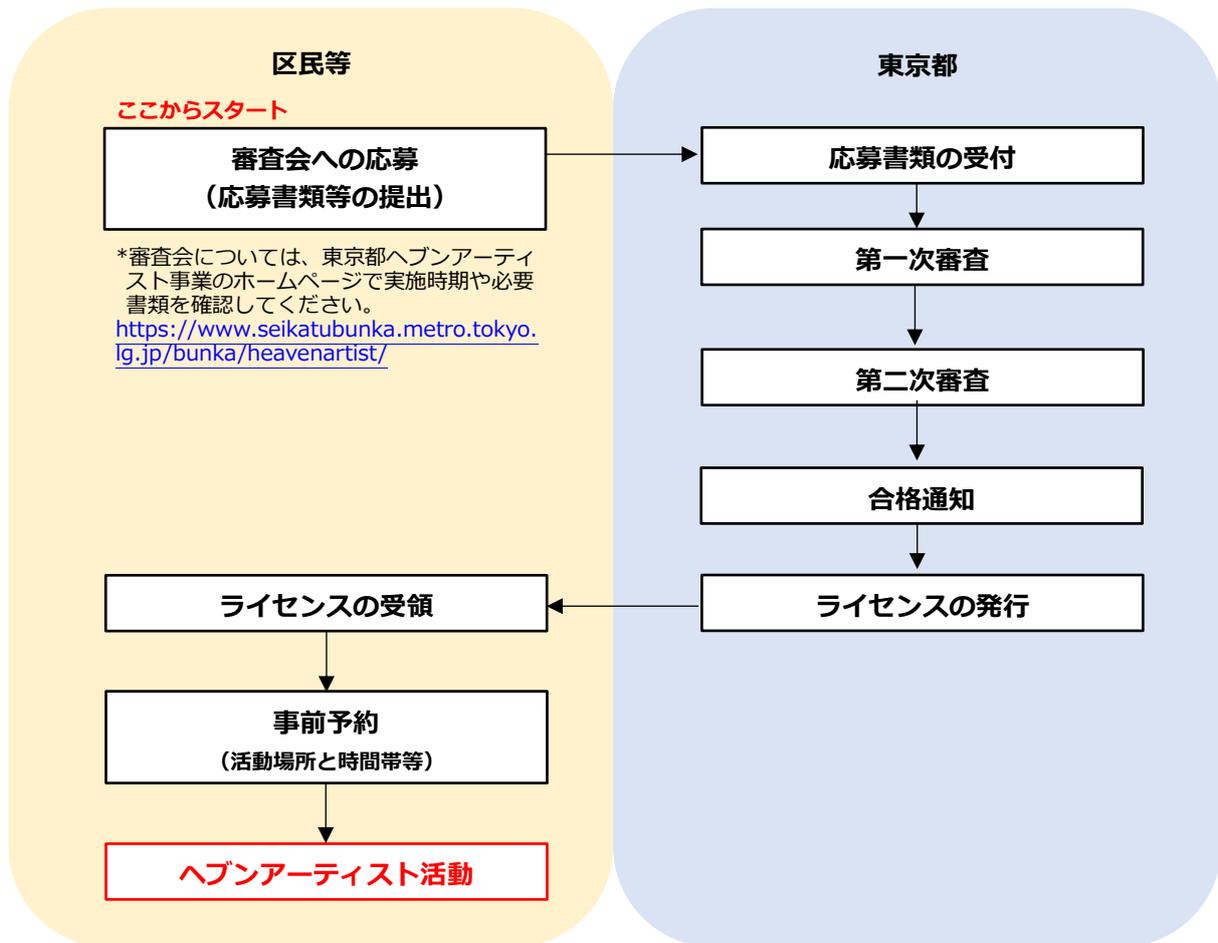
<https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/bunka/heavenartist/>

- 丸の内ビルディング マルキューブ外構部
- 東京国際フォーラム 地上広場
- 東京交通会館 1 階書店前
- 日本ビル前中央道
- 日比谷公園 噴水広場

留意事項等

- 東京都が実施する専門家による審査会やヘブンアーティスト活動にあたっての条件については、ヘブンアーティスト事業のホームページを参照してください。

制度活用の手続き



必要書類

- 東京都が実施する専門家による審査会については、ヘブンアーティスト事業のホームページを参照してください。

<https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/bunka/heavenartist/>

問合せ

東京都 生活文化スポーツ局 文化振興部 文化事業課内ヘブンアーティスト事務局

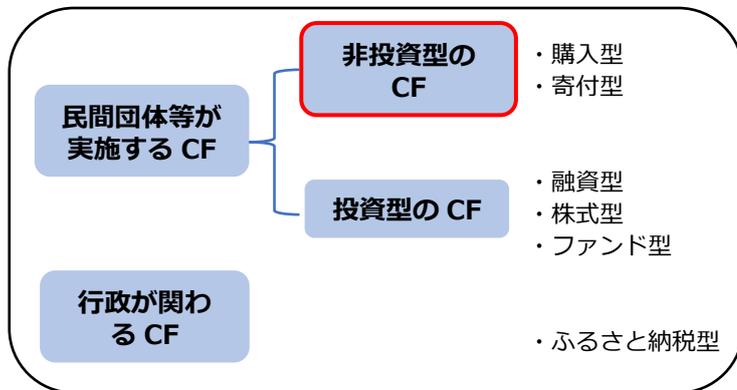
☎ 03-5320-7585

11 商工 クラウドファンディング

概要

クラウドファンディング (crowdfunding、CF) とは、活動実行者がインターネットを通して自分の活動・イベントを発信することにより、その想いに共感した不特定多数の人（支援者）が支援金を提供し、支援者には支援金に応じて、活動に関連する商品やサービス等のリターンが実行者から提供される仕組みです。

クラウドファンディングは、一般的に「購入型」、「寄付型」、「融資型」、「株式型」、「ファンド型」、そして「ふるさと納税型」の6つに分けられますが、ここでは、地域活動の財源としてよく用いられる「非投資型のクラウドファンディング」である「購入型」と「寄付型」を紹介しします。



「購入型」と「寄付型」

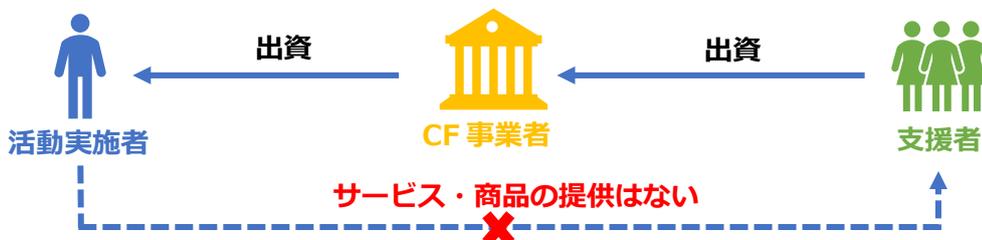
➤ 購入型

「購入型」とは、活動実行者が、ある商品・サービスの開発費用の出資を募り、集まった資金で開発した商品・サービスを支援者にリターンする仕組みとなります。



➤ 寄付型

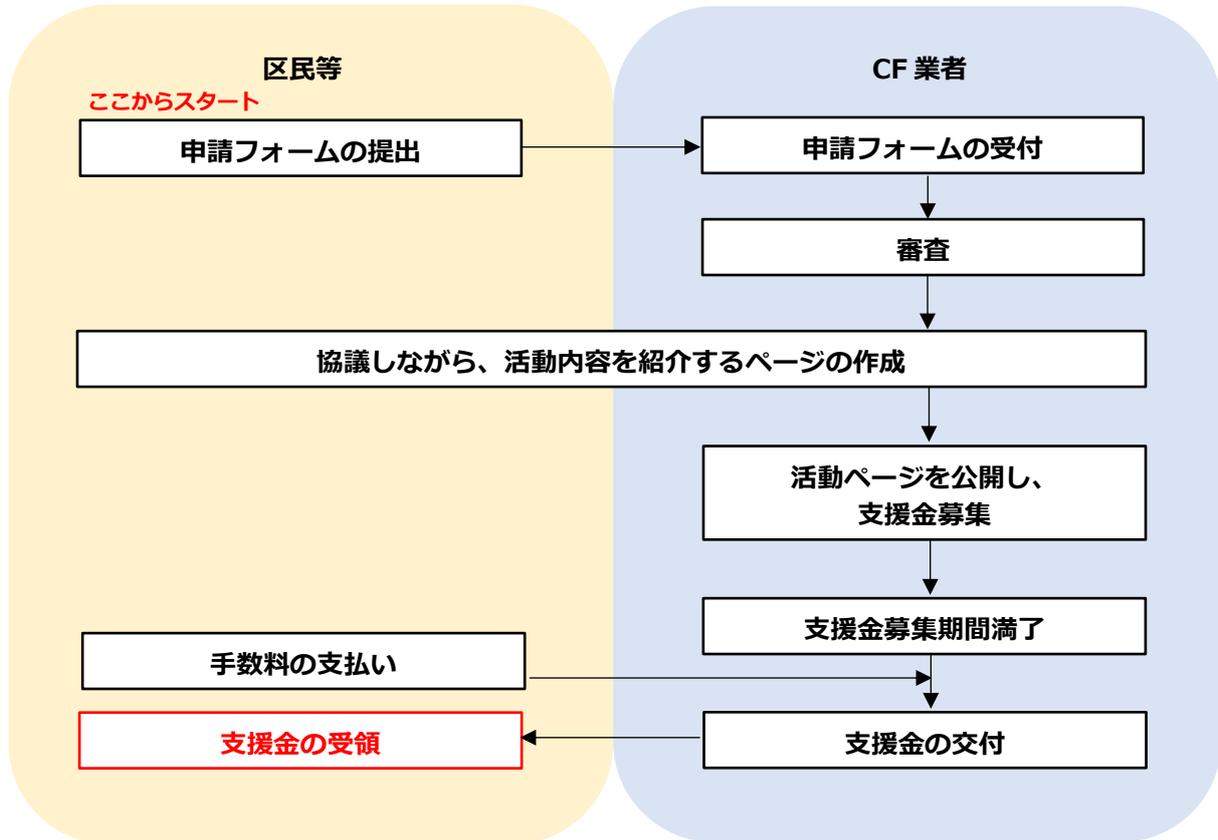
「寄付型」とは、活動実行者が、支援者から寄付金を受けて活動を行うものの、活動の成功・失敗にかかわらず、リターンがない仕組みとなります。



留意事項等

- 「瑕疵担保責任」と「特定商取引法に基づく表記」は、購入型 CF を使う活動実施者に適用されます。
- 寄付型 CF を使う活動実施者が、支援者から寄付を受けた場合、支援者から金銭の寄付を受けた時点で、税金を支払う義務が生じます。

制度活用の手続き



問合せ

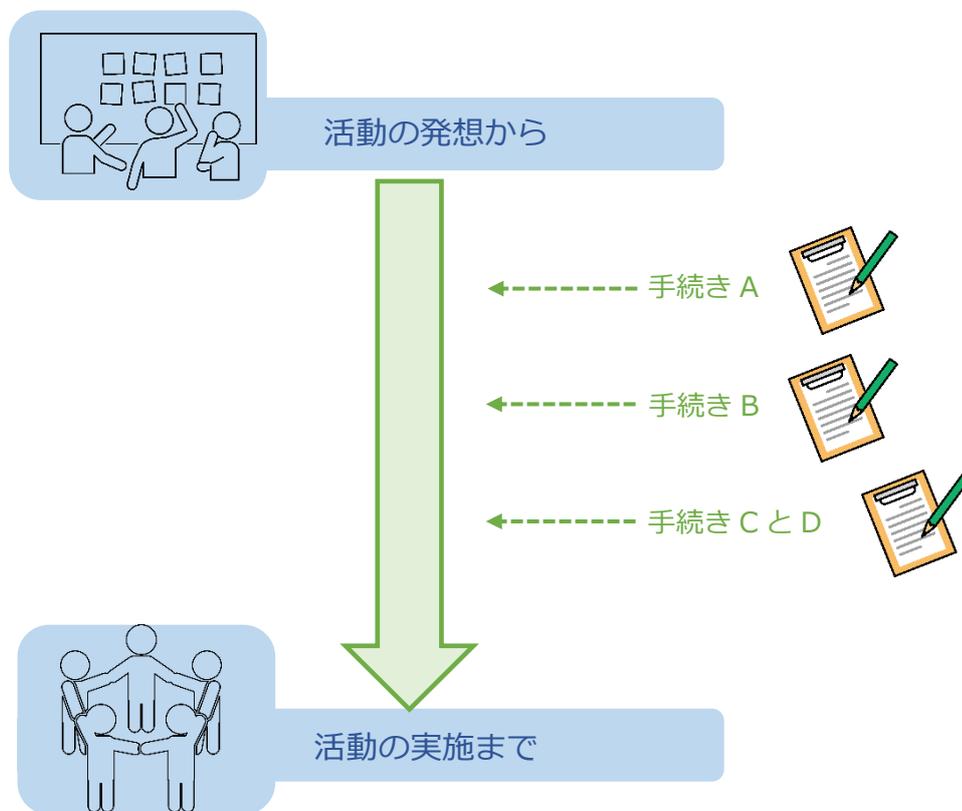
各 CF 業者にお問い合わせください。

第5章

エリアマネジメント活動の流れ

- 地域の QOL の向上につながる活動の実施に向けては、場所の確保、資金の確保、火器の使用の有無等にあわせて様々な制度等の利用や許可を得る必要があります。
- 本章では、エリアマネジメント活動の実施に至るまでの流れの例をケース別に示します。

※本章で示すケースは「例」であり、同様の活動でもその詳細や地域の実情等により別途必要となる手続き等（本ガイドラインに掲載されていないものを含む）が発生する場合があります。



1 公共空間を使ったイベント活動の実施

こんなことをやりたい！

スポーツイベント

マルシェ

お祭り

など

地域の QOL（地域コミュニティの醸成）との整合

実施内容・実施場所の検討

公園

道路

河川敷地

広場

公開空地

公園占用の
手続きについて
P.40 を参照

道路占有、使用の
手続きについて
P.36,38 を参照

河川敷地の占有
手続きについて
P.42 を参照

広場の使用の
手続きについて
P.46 を参照

公開空地の占有
手続きについて
P.48 を参照

など

公園で実施する場合

露店や工作物等を設置しますか？

いいえ

【手続き】

- ・公園占用許可（P.40 を参照）
- ・各種保険（P.58 を参照）

はい

飲食を提供又は販売をしますか？

いいえ

【手続き】

- ・公園占用許可（P.40 を参照）
- ・各種保険（P.58 を参照）

はい

火気を使用しますか？

いいえ

【手続き】

- ・公園占用許可（P.40 を参照）
- ・各種保険（P.58 を参照）
- ・食品営業許可（P.50 を参照）

はい

【手続き】

- ・公園占用許可（P.40 を参照）
- ・食品営業許可（P.50 を参照）
- ・各種保険（P.58 を参照）
- ・禁止行為の解除承認申請（P.52 を参照）
- ・消防活動に支障を及ぼすおそれのある行為の届出書（P.54 を参照）
- ・火災予防上必要な業務に関する計画届出（P.56 を参照）

イベント活動の実施・開催

地域の QOL の向上につながったか、日常化に向けた検証

2 地域活動的な取組みの実施

こんなことをやりたい！

道路環境管理活動

子どもの遊び場

地域行事

など

地域の QOL（地域への愛着を深める）との整合

実施内容・実施場所の検討

公園

道路

河川敷地

広場

公開空地

など

公園占用の
手続きについて
P.40 を参照

道路占有、使用の
手続きについて
P.36,38 を参照

河川敷地の占有
手続きについて
P.42 を参照

広場の使用の
手続きについて
P.46 を参照

公開空地の占有
手続きについて
P.48 を参照

道路で実施する場合

工作物などを設置
しますか？

いいえ

【手続き】
・道路使用許可（P.38 を参照）
・各種保険（P.58 を参照）

はい

【手続き】
・道路使用許可（P.38 を参照）
・道路占有許可（P.36 を参照）
・各種保険（P.58 を参照）

地域への愛着を深める活動の実施・開始

地域の QOL の向上につながったか、日常化に向けた検証

継続的な道路での活動に関する制度

【手続き】
・道路協力団体制度（資料編 P.8 を参照）
・アダプトシステム（資料編 P.91 を参照）

活動資金に関するヒント！

・クラウドファンディング制度（P.62 を参照）
・千代田まちづくりサポート
（資料編 P.98 を参照）

3 地域資源の顕在化

地域の歴史的な資源を活用したい！

歴史標識の設置

歴史的な建築物の保全

祭事の体験

など

地域の QOL（歴史的な資源の顕在化）との整合

実施内容・実施場所の検討

公園

公園占用の
手続きについて
P.40 を参照

道路

道路占有、使用の
手続きについて
P.36,38 を参照

河川敷地

河川敷地の占有
手続きについて
P.42 を参照

広場

広場の使用の
手続きについて
P.46 を参照

公開空地

公開空地の占有
手続きについて
P.48 を参照

など

公園で実施する場合

イベントの実施や
工作物などの設置
をしますか？

いいえ

【手続き】
・特になし（特定の人でその場を独占的に使用する
場合等はイベントと同様の扱いとなります。）

はい

【手続き】
・公園占有許可（P.40 を参照）

歴史的な資源を活用する活動の実施・開始

地域の QOL の向上につながったか、日常化に向けた検証

歴史的な資源の顕在化に関する制度

【手続き】
・まちの記憶保存プレート
（資料編 P.94 を参照）

歴史的な資源活用に関する制度：

- ・文化事業助成（資料編 P.16 を参照）
- ・東京歴史まちづくりファンド（資料編 P.18 を参照）
- ・Living History 促進事業（資料編 P.20 を参照）
- ・千代田まちづくりサポート（資料編 P.98 を参照）

第6章

エリアマネジメント活動の展開に向けて

- ▶ 本章では、千代田区のエリアマネジメント活動をより一層展開していくため、今後検討すべき事項について、以下に示します。

1 エリアマネジメント活動の総合相談

- ▶ エリアマネジメント活動の実施に向けて、実施主体の規模や実情に応じて柔軟に相談等を行うことができる総合相談窓口の設置について検討します。

【総合相談窓口に期待される機能】

- ・ エリアマネジメント活動に係る手続きのワンストップ化
- ・ 地域の課題等や課題解決に向けた活動の相談や各種制度等の案内
- ・ 個人・グループと地域団体等・エリアマネジメント団体との調整・マッチング
- ・ エリアマネジメント活動の実施主体や具体の活動の連携に向けた調整
- ・ エリアマネジメント活動の実施主体に対する積極的アプローチと支援

2 制度活用の促進に向けた基準等の明確化

- ▶ 各種制度等について、だれが、どこで、どのような活動の際に利用できるかなどの基準を明確にすることを検討します。
- ▶ また、区民等がエリアマネジメント活動にチャレンジしやすくなるように、活動場所となる公共空間等の日時や曜日による違い（混雑状況、使いやすさ等）や、占用できる公園、使用できる広場、民間施設等の情報を整理し、発信することを検討します。

3 区の支援制度等の拡充

- ▶ 多様な主体によるエリアマネジメント活動が展開され、それらが連携しエリアマネジメント団体の設立へとつながるように、エリアマネジメント活動を展開しやすくなるための支援制度や、活動団体の成長を支援するための支援制度等を検討します。

【支援制度等の例】

- ・ 各種制度等の利用がしやすくなるエリアマネジメント活動の認定制度
- ・ 都市再生推進法人と同様の制度活用を認める準都市再生推進法人認定制度
- ・ エリアマネジメント活動ができる場所の設定・公開
- ・ エリアマネジメント活動の初動期を支援するプログラムの策定（場所と機会の確保や制度利用の伴走型支援等）

等

4 主体間の共通認識と連携の構築

- エリアマネジメント活動は、地域の QOL の向上につなげるために、各々の地域の有する個性や界索性について共通認識を構築することが重要です。このため、個人やグループ等の各主体間において、共通認識を構築できるような体制づくりや議論の場づくり、その担い手としてのエリアマネジメント団体等への支援方法を検討します。
- また、エリアマネジメント活動は、多様な主体が個別に活動するのではなく、連携して活動することで、一層多様な交流が生まれ、地域への愛着とつながりが向上することが期待されます。そのため、多様な主体間の連携方法の構築についてと議論の場づくり、その担い手としてのエリアマネジメント団体等への支援方法を検討します。

5 エリアマネジメント活動の地域経営化

- エリアマネジメント活動は、一度のみの活動で終わるのでなく、活動後に効果等を検証し、継続的な活動とすることや日常化を進め、地域経営化を進めていくことが重要です。そのための、活動の場所や財源等の確保、リスクマネジメントについても検討していきます。例えば地域活動で得た収益を地域に還元することを条件とした収益活動により、地域が地域のための経営をするためのエリアマネジメント活動を認めることや、地域団体等とエリアマネジメント団体が経営を一体とした活動等を行うことが考えられます。

さらに、これらの展開に向けて、エリアマネジメント活動を展開するうえで大きな役割を担うことが期待されるエリアマネジメント団体のあり方等について検討します。

COLUMN

多様な主体が参画する エリアマネジメント団体による地域経営

令和4年に都市再生推進法人に指定された「一般社団法人 日本橋浜町エリアマネジメント」では、地元町会・商店会・企業・住民が連携しながら、まちの価値向上・活気あふれる地域活動を推進・支援することを目的に活動をしています。 [浜町エリマネ公式ホームページ](#)▲



活動の主軸として「まちの交流促進」「まちのプロモーション」「まちの環境整備」を掲げ、各会員が個別プロジェクトを立ち上げ、プロジェクト毎に人員・資金を調達し、多様なプロジェクトが展開されています(2022年度時点で27プロジェクト)。

また、地域交流拠点「Hama House」では、多様な主体が交流し、つながる場として、地元住民と就業者等の情報交換や交流促進につながるイベントが定期開催されています。まちの中心となる広場では「浜町マルシェ」が年4回開催され、地元商店会・企業も出店し、地元企業・住民が交流できる地域密着型のマルシェとして運営されています。

このような多様な主体が参画するエリアマネジメント団体が、地域活動の場と資金等を支えることで、多様な地域活動・イベントを起こし、地域の魅力・活力につなげていくことは、エリアマネジメント団体による「地域経営」の一つの事例として参考になるものです。



▲毎回盛況な賑わいの浜町マルシェ